

# 第1654回島根県教育委員会会議 議題書

令和6年11月13日(水)  
日 時  
13時30分～

# 第1654回教育委員会会議議題

期日 令和6年11月13日(水)

## 議題

### 一公開一

#### (議決事項)

- 第21号 市町村立学校の会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償の支給に関する規則の一部改正について  
(学校企画課) ━━━━ 1

#### (承認事項)

- 第3号 令和8年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験のアウトライ  
ンについて  
(学校企画課) ━━━━ 2

#### (協議事項)

- 第6号 次期「教育振興基本計画」の策定について  
(総務課) ━━━━ 3

#### (報告事項)

- 第40号 令和6年度優秀指導者表彰の受賞者について  
(総務課) ━━━━ 4

- 第41号 令和7年度(令和6年度実施)島根県公立学校教員採用候補者  
「特別選考試験(第2回)」の結果について  
(学校企画課) ━━━━ 5

- 第42号 令和5年度生徒指導上の諸課題に関する状況について  
(教育指導課) ━━━━ 6

- 第43号 令和6年度学校保健及び学校安全文部科学大臣表彰について  
(保健体育課) ━━━━ 7

### 一非公開一

#### (議決事項)

- 第22号 令和7年秋の叙勲候補者の推薦について  
(総務課) ━━━━ 8

- 第23号 島根県立青少年の家指定管理者の指定について  
(社会教育課) ━━━━ 9

- 第24号 島根県立古墳の丘古曾志公園の指定管理者の指定について  
(文化財課) ━━━━ 10

#### (承認事項)

- 第4号 教職員の懲戒処分について  
(総務課) ━━━━ 11

(協議事項)

- 第7号 県立高校魅力化ビジョンの骨子案について  
(学校企画課) ----- 12
- 第8号 部活動の地域連携・地域移行に係る方針の策定について  
(保健体育課・社会教育課) ----- 13
- 第9号 中学校部活動の地域移行に係る県立学校教育職員の兼職兼業の  
取扱いについて(案)  
(学校企画課) ----- 14

(報告事項)

- 第44号 令和6年度11月補正予算案の概要について  
(総務課) ----- 15
- 第45号 令和6年度人事委員会勧告及び報告の取扱いについて  
(総務課) ----- 16
- 第46号 県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部改正について  
(総務課) ----- 17
- 第47号 令和6年度教育者表彰(文部科学大臣表彰)について  
(総務課) ----- 18

市町村立学校の会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償の支給に関する規則  
の一部改正について

**1 改正規則**

市町村立学校の会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償の支給に関する規則（令和元年教育委員会規則第4号）

※ 「会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償の支給に関する規則（令和元年島根県人事委員会規則第7号）」の一部改正に準じて改正する。

**2 改正理由**

会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当について、基準日前1か月以内に会計年度任用職員としての身分に異動がある者の取扱いを明記することにより、前後の職で重複支給することを回避するため。

**3 改正内容**

- (1) 基準日前1か月以内の退職者のうち、第13条第1項に相当する通算規定により退職前の在職期間が引き継がれる職となった者に対し、期末手当を支給しないための文言を追記（第11条第8項第2号）
- (2) 基準日前1か月以内に新たに任用した者のうち、前職で基準日前1か月以内の退職者として期末手当を支給される場合は、在職期間を通算しないための文言を追記（第13条第1項）

**4 施行日等**

- (1) 公布日 令和6年11月29日予定
- (2) 施行日 令和6年12月1日

## 市町村立学校の会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償の支給に関する規則新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>市町村立学校の会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償の支給に関する規則</p> <p style="text-align: center;"><math>\left( \begin{array}{l} \text{令 和 元 年 11 月 15 日} \\ \text{島根県教育委員会規則第4号} \end{array} \right)</math></p>	
第1条～第10条　〔略〕	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償支給条例（平成31年島根県条例第9号。以下「条例」という。）の規定に基づき、市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号。以下「給与条例」という。）第2条に定める教職員のうち地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員である者（以下「教職員」という。）の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
(期末手当の支給対象者)	第2条～第10条　〔略〕
第11条　〔略〕	<p>(期末手当の支給対象者)</p> <p>第11条 条例第5条第1項前段に規定する任期の定めが6月以上の職員に準ずる者として教育委員会規則で定める教職員は、同項に規定する基準日（以下「基準日」という。）において条例の適用を受ける会計年度任用職員の職（任期の定めが1月以上のものに限る。）に任用されている教職員のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 条例又は島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年島根県条例第59号。以下「企業局職員給与条例」という。）若しくは島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年島根県条例第29号。以下「病院局職員給与条例」という。）の適用を受ける会計年度任用職員（以下「条例等適用会計年度任用職員」という。）の職（任期の定めが1月以上の職であって任期を通じた1週間当たりの勤務時間数が15時間30分以上であるものに限る。）に在職した期間が、基準日において連続して6月以上に至っている教職員</p>
(1)・(2)　〔略〕	

<p>2～7　〔略〕</p> <p>8　条例第5条第1項後段に規定する教育委員会規則で定める期末手当を支給しない教職員は、次に掲げる教職員とする。</p>	<p>(2)　〔略〕</p> <p>2～7　〔略〕</p> <p>8　条例第5条第1項後段に規定する教育委員会規則で定める期末手当を支給しない教職員は、次に掲げる教職員とする。</p>
<p>(1)　〔略〕</p> <p>(2)　その退職の後基準日までの間において、会計年度任用職員（当該基準日に係る期末手当の支給を受ける者で第13条第1項の規定又はこれに相当する規程の規定により退職前の在職期間が通算されるものに限る。）となった者</p>	<p>(1)　〔略〕</p> <p>(2)　その退職の後基準日までの間において、会計年度任用職員（当該基準日に係る期末手当の支給を受ける者で第13条第1項の規定により退職前の在職期間が通算されるものに限る。）となった者</p>
<p>第12条　〔略〕</p> <p>(期末手当の在職期間の計算)</p>	<p>第12条　〔略〕</p> <p>(期末手当の在職期間の計算)</p>
<p>第13条　条例第5条第2項に規定する在職期間の計算            (第4項において「在職期間の計算」という。)については、次に掲げる期間（同一の期間内に2以上の職に在職した期間については、これらの職に在職した期間のうち一の期間）を通算する。<u>ただし、基準日前1箇月以内にこれらの職を退職し、期末手当を支給されている場合には、その期末手当の額の基礎となる在職期間として計算された在職した期間は算入しない。</u></p>	<p>第13条　条例第5条第2項に規定する在職期間の計算            (第4項において「在職期間の計算」という。)については、次に掲げる期間（同一の期間内に2以上の職に在職した期間については、これらの職に在職した期間のうち一の期間）を通算する。</p>
<p>(1)・(2)　〔略〕</p>	<p>(1)　任期の定めが1月以上の職であって任期を通じた1週間当たりの勤務時間数が15時間30分以上である条例等適用会計年度任用職員の職に在職した期間</p> <p>(2)　職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号。以下「職員給与条例」という。）、県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第6号。以下「県立学校教育職員給与条例」という。）、給与条例、企業局職員給与条例又は病院局職員給与条例の適用を受ける常勤職員又は法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員として在職した期間</p>
<p>2～4　〔略〕</p>	<p>2～4　〔略〕</p>
<p>第14条～第22条　〔略〕</p>	<p>第14条～第22条　〔略〕</p>
<p>附　則　〔略〕</p>	<p>附　則　〔略〕</p>

## 令和8年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験のアウトライン について

教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和59年島根県教育委員会規則第2号）第3条第1項の規定により、教育長が下記のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求める。

### 記

#### 1 理由

受験者の確保に向けて、島根県外の大学（大学院を含む）に在籍する県内出身の学生に対する教員採用試験の優遇措置を新規に設ける必要があるため。

#### 2 内容

別紙「令和8年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験のアウトラインについて」のとおり

#### 3 臨時代理した日

令和6年10月25日

## 令和8年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験のアウトラインについて

### 1 基本方針

- ・ 近年の受験者減少・受験倍率低下に対応するため、試験日程の前倒しなどにより、適切な資質能力を有する受験者をより多く確保する。
- ・ 30～40歳代の中堅層の不足等を踏まえ、即戦力となる人材を確保する。
- ・ 地域に根ざした教育を推進する者やスポーツの分野で秀でた者を対象とした特別枠での選考を実施するとともに、日本語を学ぶ外国人への日本語教育の質を確保するための考慮事項を拡大するなど、多方面に優れた資質能力をもつ人材を確保する。

### 2 見直しの内容等 ※下線は追加・変更部分（二重下線が今回新たに追加した部分）

#### (1) 特別枠での選考試験

##### ① 島根創生特別枠

〔対象者〕次のア～ウの要件をすべて満たす者

ア 島根大学教育学部（教職大学院を含む）または島根県立大学人間文化学部在籍の学生

※ 従前の島根県内高等学校等卒業者に加え、県外高等学校等卒業者も対象とする。

イ 大学の学長から推薦を受けた者

ウ 島根県公立学校教員を第1志望とする者

〔対象区分〕小学校、中学校（全教科）、特別支援学校（小学部）

〔試験内容〕第1次試験：論述試験、第2次試験：個人面接、実技試験（音楽、美術受験者のみ）

〔採用延期〕名簿登載された校種・教科の専修免許状を取得する場合は、本人の申し出により最大2年間の採用延期を認める。

##### ② 第84回国民スポーツ大会（愛称：島根かみあり国スポ）競技力向上枠

〔対象者〕次のア、イのいずれかの要件を満たす者

ア 国際規模の競技会等に日本代表選手として出場した競技者またはその指導者

イ 全国規模の競技会等において4位以上の成績を収めた競技者またはその指導者

〔募集競技〕国スポ正式競技のうち、緊急に教員での人材確保を図る必要があるもの

※ 具体的な競技名は募集要項発表（令和7年2月）までに決定

〔対象区分〕中学校・高等学校・特別支援学校の保健体育

〔試験内容〕第1次試験：論述試験、第2次試験：個人面接

##### ③ オリンピアン等対象のトップアスリート特別枠

〔対象者〕オリンピック・パラリンピック・デフリンピックに日本代表選手として出場した経験のある競技者（大会の開催年は問わない）

〔対象区分〕小学校、中学校・高等学校の保健体育、特別支援学校（小学部及び中・高等部の保健体育）

〔試験内容〕第1次試験：教職教養試験・専門教養試験・論述試験、第2次試験：個人面接

※ 出願する校種・教科の普通免許状を有しない場合は、「特別免許状」による採用とする。なお、その場合は文部科学省が実施する「入職前オンデマンド研修」の受講を必須とする。

#### (2) 第1次試験免除及び加点の特例（主なもの）

経験等による能力実証及び人材確保等の観点から、第1次試験の免除または第1次試験への加点を行う。

##### ① 第1次試験の全免除（次のア～ウのいずれかの者が対象）

ア 県外の国公私立学校で正規教員として1年以上勤務している者（現職）

〔対象区分〕小学校、中学校、特別支援学校

イ 前年度の本県採用試験（第2次試験）の「個人面接試験」がA評価だった者

ウ 前年度の本県採用試験の「繰り上げ候補」で名簿登載にならなかった者

- ② 第1次試験の一部免除（論述試験のみ実施）及び加点（次のア～ウのいずれかの者が対象）
- ア 前年度の本県採用試験の第1次試験合格者（第2次試験受験対象者）のうち、次の(i)と(ii)をすべて満たす者
- (i) 令和6年度に県内外の国公立学校に常勤の講師等としての勤務経験がある者
- (ii) 令和7年3月31日現在で、県内外の国公立学校に常勤の講師等として通算1年以上の勤務経験がある者
- イ 石見・隱岐地域限定受験者のうち、次の(i)～(iii)をすべて満たす者
- (i) 令和6年度に出願する地域の市町村立小・中学校に常勤の講師等としての勤務経験がある者
- (ii) 令和7年3月31日現在で、出願する地域の市町村立小・中学校に常勤の講師等として通算1年以上の勤務経験がある者
- (iii) 令和6年度の勤務校が所在する市町村教育委員会の教育長から推薦を受けた者
- [対象区分] 小学校、中学校
- ウ 過去に県内外の国公私立学校で正規教員として3年以上勤務していた者（過去正規教員）
- [対象区分] 小学校、中学校、特別支援学校
- ③ 第1次試験への加点
- ア 県外の国公私立学校で正規教員として1年以上勤務している者（現職）
- [対象区分] 高等学校、養護教諭、栄養教諭
- イ 過去に県内外の国公私立学校で正規教員として3年以上勤務していた者（過去正規教員）
- [対象区分] 高等学校、養護教諭、栄養教諭
- ウ 次の(i)と(ii)をすべて満たす者
- (i) 令和6年度に県内外の国公立学校に常勤または非常勤の講師等としての勤務経験がある者
- (ii) 令和7年3月31日現在で、県内外の国公立学校に常勤または非常勤の講師等として通算1年以上の勤務経験がある者
- ※ (2)-②-アの対象者を除く。
- ※ 加点の点数は常勤講師と非常勤講師で異なる。
- エ 大学（大学院を含む）を令和8年3月31日までに卒業（修了）見込である者のうち、島根県内の国公私立高等学校等の卒業者
- ※ 大学の学長（学部長等を含む）の推薦不要
- オ 日本語教育能力を判定する試験（日本語教員試験）に合格後、実践研修を修了し、国家資格「登録日本語教員」として登録された者
- [対象区分] 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校
- カ ポルトガル語または中国語での日常会話等を理解し、口頭で表現できる程度の語学力を有している者
- [対象区分] 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校
- ※ 第1次試験前にポルトガル語または中国語での口頭試験を実施し、加点要件の有無を確認。

キ 島根かみあり国スポに向けた指導者等への加点 ※前頁(1)~(2)の対象者を除く。

[対象者] 次の(i)・(ii)のいずれかの者が対象

(i)国際規模の競技会等に日本代表選手として出場した競技者またはその指導者

(ii)全国規模の競技会等において8位以上の成績を収めた競技者またはその指導者

※ 加点の点数は日本代表・全国4位以上と全国5~8位で異なる。

[対象競技] 島根かみあり国スポの正式競技

[対象区分] 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校

### (3) 出願機会の拡大

- ① 中学校「社会人を対象とした選考（特別免許状による採用）」

[出願要件] 次のア及びイの要件を満たす者

ア 学士若しくは短期大学士の学位を取得した者

イ 出願する教科の中学校教諭普通免許状を有しない者で、出願する教科に関する社会的実務経験を概ね3年以上有する者

[対象教科] 技術、家庭、美術、英語

- ② 併願制度の出願校種等

以下のア～カを第1志望とする者は、第2志望の校種・教科の普通免許状を有する場合（取得見込を含む）、併願を可能とする。

	第1志望	第2志望
ア	中学校教諭（全教科）	小学校教諭
イ	中学校教諭（技術・家庭以外）	中学校教諭（技術・家庭）
ウ	高等学校教諭（全教科）	小学校教諭
エ	高等学校教諭（情報以外）	高等学校教諭（情報）
オ	高等学校教諭（全教科）	特別支援学校教諭（中・高等部）
カ	特別支援学校教諭（中・高等部）	特別支援学校教諭（小学部）

※併願者は第1志望の試験に加え、第2志望の専門試験（筆記試験・面接試験）の受験が必要

### (4) 受験機会の確保

- ① 第1次試験（筆記試験）における県外会場（大阪、東京、福岡）の設定 [継続]

- ② 第2次試験（面接試験）における大阪・東京会場の設定（小学校、特別支援学校受験者のみ）[追加]

- ③ 第2次試験における追試験 [継続]

新型コロナウイルス感染や災害などやむを得ない事情により受験できなかった者が対象

※ 令和7年度の大学3年生が受験できる試験制度は実施しない。

### (5) 特別選考試験

即戦力となる人材を早期に確保するために、5月上旬の連休中に特別選考試験を実施（試験は面接のみ）

[対象者] 次の①、②のいずれかの要件を満たす者

- ① 県外の国公私立学校に正規教員として3年以上勤務している者（現職）

- ② 過去10年以内に、県内外の国公私立学校で正規教員として通算3年以上勤務していた者（過去正規）

[対象区分] 小学校、中学校（全教科※）、高等学校（全教科※）、特別支援学校（全学部・教科※）

※一般選考試験の募集教科（科目等）に準じた全教科を募集

### 3 試験日程、会場

#### (1) 特別選考試験

##### ① 日程

2月 3日（月）	募集要項「特別選考」発表
2月上旬～3月下旬	出願期間
5月 4日（日・祝）	特別選考試験（面接試験）
5月 16日（金）	合格発表

##### ② 会場

島根県職員会館

#### (2) 一般選考試験

##### ① 日程（例年より約2か月の前倒し）

2月 5日（水）	募集要項「一般選考」発表
2月中旬～3月下旬	出願期間
5月 17日（土）	第1次試験（筆記試験：教職教養・専門教養・論述試験）
6月 4日（水）	第1次試験合格発表
6月 28日（土）	第2次試験（面接試験・実技試験）
～7月 9日（水）	
7月 20日（日）	第2次試験の追試験（面接試験・実技試験）
8月 6日（水）	第2次試験合格発表

##### ② 会場

[第1次試験] 松江会場：くにびきメッセ

大阪会場：CIVI 北梅田研修センター（予定）

東京会場：都道府県会館（予定）

福岡会場：TKP 博多駅筑紫口ビジネスセンター（予定）

[第2次試験] 松江会場：くにびきメッセ、島根県職員会館

島根県立松江北高等学校【実技試験】

大阪会場：新大阪丸ビル新館（予定）

東京会場：都道府県会館（予定）

### 4 募集人数

概ね前年度並みで平年と比べて多い募集人数とする予定

（前年度募集人数 小 150、中 110、高 40、特 25、養 10、栄 2、障がいのある方を対象とした選考3 計 340 人）

## 次期「教育振興基本計画」の策定について

### 1 根拠法令

教育基本法（平成18年法律第120号）【抜粋】

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講すべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

### 2 計画名称及び期間（案）

- ・ 「しまね教育振興ビジョン」（以下「次期ビジョン」という。）
- ・ 令和7年度～令和11年度

### 3 素案の概要

別紙のとおり（詳細は別冊参照）

### 4 今後のスケジュール

令和6年10月下旬～ パブリックコメント等を実施

令和7年1月 次期ビジョン（案）を県議会へ報告

3月 次期ビジョン（最終案）を県議会へ報告

教育委員会会議で議決

## 基本目標

すべての子どもが  
学びの主人公  
[一人ひとりを尊重する学校]

実体験に根ざした  
本物の教育  
[地域とともにある学校]

挑戦心、探究心が育つ  
学びの環境  
[子どもも大人も学び成長する学校]

### 育てたい資質・能力

#### 学びの土台をなす人間力

- ① 自分の心身の状態を把握し、健康でバランスの取れた生活をおくる力
- ② 自分を含むすべての人の権利を尊重して行動する力
- ③ 自分の良さや可能性を認識し、夢や希望をもって未来に挑戦する力
- ④ 困難に挫けず、障壁を乗り越えようと粘り強く取り組む力
- ⑤ ふるさと島根への愛着と誇りをもち、その未来を考えようとする力

#### 学びの中核をなす学力

- ① 学ぶことの意味を理解し、主体的に学びに向かう力
- ② 基礎的な知識及び技能を身に付け、学んだことを活かして探究する力
- ③ 課題を見発し定義する（問い合わせを立てる）力
- ④ 多様な情報を収集・蓄積し、読み解いたり分析したりする力
- ⑤ 自分の考えを、自分の言葉で説明し、自分らしく表現・発信する力
- ⑥ 既存の枠組みを破り、新たなアイデアや方法を生み出す力

#### 学びを展開する社会力

- ① 地域・社会の維持・発展に貢献しようとする姿勢
- ② 多様性を認め、相手を尊重するとともに、相互に支え合う姿勢
- ③ 他者と協働して課題を創造的に解決していく力
- ④ 環境問題や持続可能な社会の構築に関する意識や行動力

### 基本目標を実現するための具体的施策

#### 1 発達の段階に応じた学力の育成

- ・ 基礎学力の育成
- ・ 幼小連携・接続の推進
- ・ 理数教育の充実
- ・ I C Tを活用した教育の推進
- ・ ふるさと教育や探究的な学びの推進
- ・ 読書活動の推進
- ・ 国際理解教育の推進
- ・ キャリア教育の推進
- ・ 望ましい生活習慣の確立、心身の健康づくりと体力の向上
- ・ 人権教育の推進
- ・ 道徳教育の推進

#### 2 教育上の支援が必要な子どもの学びの保障

- ・ インクルーシブ教育システムの推進
- ・ 不登校児童生徒等への支援
- ・ 学校と福祉の連携の推進
- ・ 日本語指導が必要な児童生徒等への支援
- ・ 学び直しの体制の充実

#### 3 地域との協働による学びの充実

- ・ 地域との連携・協働の推進
- ・ 地域を担う人づくり
- ・ 社会教育における学びの充実
- ・ 家庭教育支援の推進
- ・ 体験活動の充実

#### 4 教育の基盤となる環境の整備と充実

- ・ 学びを支える指導体制の充実
- ・ 教職員の人材育成
- ・ 働き方改革の推進
- ・ 学校危機管理体制の充実
- ・ 学校施設の環境改善の推進
- ・ 部活動の地域連携・地域移行
- ・ 図書館サービスの充実
- ・ 文化財の保存・継承と活用
- ・ 私立学校への支援

### 大切にしたい教育環境

- ・ すべての子どもたちに、安全・安心が感じられる居場所のある教育環境
- ・ 日常生活のあらゆる場面で高い人権意識が浸透した教育
- ・ チャレンジしたいことがあれば、それを後押しし、支え、見守る教育
- ・ 子どもたちがそれぞれ持っている個性や能力、将来の可能性を信じて待つ教育
- ・ 島根の自然環境を活かした野外活動等を通じた体験学習の機会

- ・ 子どもたちそれぞれの理解度や習熟度に応じた個別の指導
- ・ 地域の特性を活かした体験学習（地域課題解決型学習）
- ・ 地域産業の特性や課題から自分の将来を考える地域連携型キャリア教育
- ・ DX化の進む現代社会に対応できる I C T活用を含む情報活用能力を育成する教育

- ・ 自己と社会の関係を理解し、社会をつくる住民としての認識を高める教育
- ・ 言語教育と異文化理解を柱とする多文化共生教育
- ・ 人々の多様な生き方に触れたり対話したりする機会の充実
- ・ 「地域とともにある学校」の強みを活かした特色ある学校づくり

### 教職員の資質・能力が發揮される環境の整備

- ・ 働き方改革による子どもと向き合う時間の確保
- ・ 多様で充実した研修機会の確保
- ・ 教職員の人材確保

## 学校・家庭・地域

言佳もが、言佳かの、  
たこからもの。

# しまね教育振興ビジョン(素案)

令和 7 年度 - 令和11年度

令和 年 月

島根県教育委員会

# 誰もが、誰かの、 そこからもの。

どんなに時代が変わっても、受け継いでいきたい

それは、人のつながり、あたたかさ

さりげないけど、ほっとかない

互いの顔が見える、人間味あふれる関わりが心地いい

今を見つめ、未来に想いをはせる

そんな心を、ときに優しくつつみ、ときにそっと背中を押す

大切に育んできた“つながる力”は、

自分のサイズで、一生懸命生きる人を応援してくれる

未来への原動力

人が人のたからもの

誰もが誰かの応援団

# い いけん、 島根県

Q いいけん 島根県

<https://www.pref.tottori.lg.jp/tourismweb/>



# 目 次

I 計画の策定について	1
II 島根らしい魅力ある教育の推進	3
III 家庭・地域と連携・協働した学校教育の展開	4
IV 島根を愛する人づくり	6
V 全体構成	7
VI 基本目標	8
1 すべての子どもが学びの主人公～一人ひとりを尊重する学校～	8
2 実体験に根ざした本物の教育～地域とともにある学校～	8
3 挑戦心、探究心が育つ学びの環境～子どもも大人も学び成長する学校～	8
VII 育てたい資質・能力	9
1 学びの土台をなす人間力	9
2 学びの中核をなす学力	10
3 学びを展開する社会力	11
VIII 教職員の資質・能力が発揮される環境の整備	13
IX 基本目標を実現するための具体的施策	14
1 発達の段階に応じた学力の育成	15
2 教育上の支援が必要な子どもの学びの保障	27
3 地域との協働による学びの充実	33
4 教育の基盤となる環境の整備と充実	38

## 【参考資料】（「島根県総合教育審議会」関連）

1 諒問文	47
2 答申文	48
3 島根県総合教育審議会委員名簿	49
4 島根県総合教育審議会における審議等の経過概要	50

# I 計画の策定について

---

## 1 計画策定の趣旨

島根県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）は、令和2年3月に、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「しまね教育魅力化ビジョン」を策定し、この中で示した島根県の教育が目指すべき姿に基づいて、本県の教育を推進してきました。

国においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、度重なる自然災害、国際情勢の不安定化、人口減少、少子・高齢化など、将来の予測が困難な時代に対応していくため、また、個人のみならず、地域や社会も幸せや豊かさを感じられる未来となるよう、「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」の2つをコンセプトとした、第4期教育振興基本計画を令和5年6月に閣議決定しました。

さらに、同年12月には、こども基本法（令和5年4月1日施行）に基づく「こども大綱」が閣議決定され、全ての子ども・若者が自立した個人としてひとしく健やかに成長でき、将来にわたって幸せな生活を送ることができる社会を目指すこととされたところです。

本県においても、いじめや不登校、特別な支援が必要な児童生徒の増加、大量退職などに伴う教員不足など、教育を取り巻く環境は大きく変化するとともに、課題が複雑化・多様化しています。

こうした状況を踏まえ、今後の本県教育の方向性を示して、引き続き、学校・家庭・地域・行政が連携し、県民が一体となって本県の教育を進めていくため、しまね教育振興ビジョン（以下「教育ビジョン」という。）を策定します。

## 2 計画の位置付け

教育ビジョンは、教育基本法第17条第2項の規定に基づく「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」に位置付けられるものです。

また、この策定に当たっては、「第2期島根創生計画」（令和7年○月）、次期「島根県教育大綱」（令和7年○月）との整合を図っています。

## 3 計画の期間

教育ビジョンの計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

## 4 計画の実施主体

教育ビジョンは、県教育委員会が主体性をもって進めていくとともに、市町村・市町村教育委員会（以下「市町村等」という。）、幼児教育施設、保護者等、子どもたちに関わるすべての関係者が、それぞれの責任と役割のもとに、教育ビジョンの実現に向けて施策を進められるよう働きかけていきます。

## 5 計画推進の取組

教育ビジョンを着実に推進するため、次の取組を行います。

### (1) 教育に関わる多様な主体との連携・協働

教育ビジョンを着実に推進するため、知事部局や市町村等と連携・協働して、施策の実施に取り組みます。

また、学校・家庭・地域をはじめ、大学・企業・専門家・ボランティア・N P O・各種団体などの多様な主体と連携・協働して、県民一体となった施策の推進を図ります。

### (2) 計画の周知と県民の意見の把握

教育関係者や保護者をはじめとする県民の理解を得るために、県教育委員会及び知事部局の広報媒体や各種会議を活用して積極的に情報提供を行い、教育ビジョンの周知を図ります。このうち、教職員に向けては、教育ビジョンの趣旨を理解し日々の教育活動に活かせるよう、研修などを通じて周知を図ります。

また、県の広聴制度や各種会議等を通じて県民の意見を的確に把握し、施策への反映を図ります。

### (3) 計画の進捗状況の点検・評価と計画の見直し

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づく「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価」や県の行政評価において、毎年、教育ビジョンの施策の進捗状況を把握し、施策の効果や課題を検証します。あわせて、その結果を踏まえて、施策の見直しを図ります。

また、教育ビジョンの計画期間中において、社会・経済情勢の大きな変化や国における教育制度の大幅な改正などが生じた場合は、必要に応じて適宜・適切に計画の内容を見直します。

## II 島根らしい魅力ある教育の推進

---

### 1 「誰もが、誰かの、たからもの」

島根では、他の地域に誇れる島根の良さや魅力である「人のつながり、あたたかさ」を「誰もが、誰かの、たからもの。」として発信しています。

家族に愛され、地域の人から大切にされて育つこと。そして、豊かな自然、歴史・文化、伝統、産業などの地域の資源を人から直接学び、経験することの中から、周囲の人々への感謝の気持ちが生まれ、生まれ育った地域を好きだと感じ、誇りに思う気持ちが育つこと。それらが自分の存在への感じ方に反映された結果、「自分も一人の人間として大切にされている」という自己存在感、自己肯定感が育まれます。

お互いの個性や多様性を認め合い、励まし合い、支え合いながら、子どもたち自身が、「自分が誰かのたからもの」であり、「誰もが自分のたからもの」であると思えるような教育を開展します。

### 2 人とのふれあい、つながりによる学び

島根には、人と人が直接ふれあい、つながりながら大人も子どももともに学び合う地域社会があります。子どもたちが、最も身近で、毎日当たり前に感じる地域を素材に学ぶことは、子どもたちの豊かな心を育むとともに、地域への愛着や誇りにつながっていきます。

また、人が人から学ぶ、人が人を育てる学びは島根の強みであり、こうした学びは、実社会で生きるために必要となる力になるとともに、育った地域の将来に関わり、支えたいという想いにもつながります。

### 3 子どもたち一人ひとりの夢や希望の実現

島根には、豊かな自然や歴史・文化、人との関わりの中で、本物に触れる体験等を通して学ぶことができる恵まれた環境があります。こうした学びから、子どもたちの学びへの興味や関心が高まり、主体的に学びに向かう意欲が生まれます。

幼稚園から小学校、中学校、高等学校、特別支援学校まで、学校種を超えた連携を図りながら学びをつなぎ、子どもたちの主体性や多様性を尊重しながら、一人ひとりの個性や能力、得意な分野を伸ばすことによって、子どもたちの将来の夢や希望の実現を支援します。

### III 家庭・地域と連携・協働した学校教育の展開

---

#### 1 学校の役割

今日の教育は、単なる知識・技能の習得だけでなく、一人ひとりの個性や能力を伸ばし、他者と協働しながら課題を解決していく力や、自分の良さや可能性を認識できる自己肯定感を育むことが重要となってきています。

学校は、子どもたち一人ひとりの夢の実現を支援し、自立して社会で生き、豊かな人生を送ることができるよう、その基礎となる力を育む場ですが、子どもたちは、学校だけで育まれるものではなく、地域社会における多様な人々との関わりや、それを通じた様々な経験を重ねていく中でも育まれます。

子どもたちに関わる大人の生きた言葉や活動によって、子どもたちは、現実に社会で起きていることや、伝えられていることなどを実感できたり、多様な生き方があることを学び、人生の選択肢を拡げたりしていくことができます。こうした地域とのつながりや信頼できる大人との関わりを通して、自分を見守り、育ててくれ正在のことへの感謝の気持ち、地域に恩返しをしたいという気持ちが育まれます。

また、地域にとっても、子どもたちの成長を軸にした学校との連携・協働は、新たな学びや生きがい、楽しみを得るなど、住民一人ひとりの活躍の場の創出や、地域文化を守っていく活力を生み出すことにつながっています。

学校は、子どもたちの学びや成長を保障する役割に加え、社会資源として地域や地域住民の社会生活の核にもなってきており、その役割は大きくなっています。

#### 2 家庭との連携

家庭教育は全ての教育の出発点ですが、核家族化が進むなど家庭環境やライフスタイルが多様化していく中で、身近な地域における保護者への支援の必要性が大きくなっています。

子育ては親の責任であり義務ではありますが、保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、地域において、子育てに関する気づきの場や、保護者同士のつながりづくりの場などを提供していくことが必要となっています。

学校においては、教職員が日々、教育に対する使命感や子どもたちに対する深い理解と愛情により子どもたちの成長を支えています。こうした教職員の姿を保護者の方々にも理解していただき、子どもたち一人ひとりが充実した学校生活を送ることができるように、学校と家庭が連携していくことが重要です。

### 3 地域との協働

学校運営協議会の設置や、県立高校における高校魅力化コンソーシアムの構築により、学校と地域が一体となって子どもたちを育む取組が進められていますが、社会の変化に伴い、学校が抱える課題が複雑化・多様化し、学校における教職員の負担が大きくなってきています。

県教育委員会では、「教職員の働き方改革プラン」（平成31年3月策定）を踏まえた取組を進めるとともに、令和5年12月には、県教育長と全ての市町村教育長が、県民の皆様へ教職員の働き方改革への理解と協力を求める「共同メッセージ」を発出しました。

教職員が、その持てる力を十分に發揮し、自らの志す理想の教育を胸に抱きながら子どもたち一人ひとりに丁寧に向き合うことができる環境づくりを地域とともに推進します。

## IV 島根を愛する人づくり

---

第2期島根創生計画（素案）に掲げる「人づくり」は、島根に住む若者を増やし、その若者が、生産や消費といった経済活動だけでなく、地域の活力の源になることをそのゴールとしています。

そのため、若者が家と職場の往復だけでなく、外へ出て、スポーツ、文化活動、国際交流などで、まずは「人と関わる」ことから始め、ボランティア活動や社会貢献活動を行うことで「社会と関わる」ことへ、そして、地域づくりに参加し、地域の課題に真剣に向き合うことを目指しています。

島根の教育では、子どもたちが小学校や中学校のふるさと教育で、身近な地域から島根全体まで、自然や歴史・文化、伝統、産業、人物などをよく知り、体験します。そして、高等学校での探究的な学びでは、地域をはじめ日本や世界にどのような課題があるのかをより広く知り、自分が将来、どのような立ち位置で、どのような役割を果たすのかなどに想いを馳せる学びを進めます。

その結果、まずは、どこに住んでいようと、自分の住んでいる地域の人々と関わりを持ち、地域社会に貢献する人に育ってほしいと考えています。

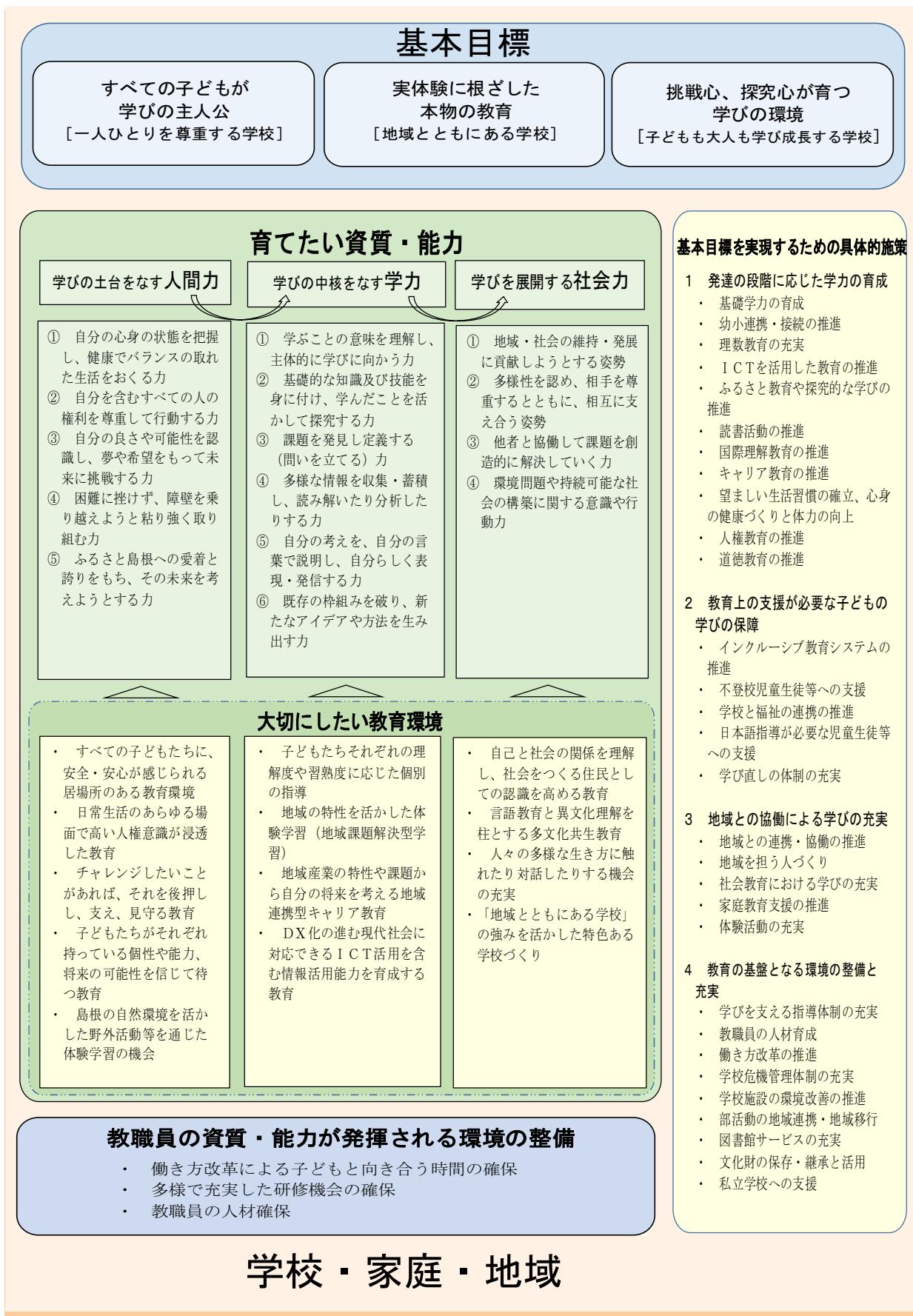
そして、学びの素材が島根であること、取り上げる地域課題が身近なものであることで、学習効果が高まり、結果として島根を愛し、島根に住み続けたい、一旦は県外に出ても島根に戻ってきたい、と思う若者が増えることを期待しています。

さらに、日本や世界を見渡す広い視野をもち、島根に想いを馳せながら活躍する若者も出てきてほしいと考えています。

そのためには、子どもたちの選択肢を拡げ、希望する道に進むために必要な資質・能力を身に付けることが大切です。

子どもたち一人ひとりの夢や希望の実現に向けて、学校と家庭・地域が連携・協働した学びを推進します。

# V 全体構成



# VI 基本目標

---

従来の「しまね教育魅力化ビジョン」においては、島根の教育が目指すべき方向性として、「基本理念」（ふるさと島根を学びの原点に 未来にはばたく 心豊かな人づくり）を示していましたが、近年、学校教育に求められるものがますます複雑化、多様化している現状から、より具体的で、実情に即した「基本目標」を掲げることとしました。

以下に3つの基本目標と、それぞれの目標を実現するために必要な「学校の姿」を示します。

## 1 すべての子どもが学びの主人公～一人ひとりを尊重する学校～

こども基本法（令和5年4月1日施行）の理念を踏まえ、学びの主体としての子どもの人権が尊重される教育を行うことが何よりも重要です。

人権を尊重する学校として、すべての子どもがそれぞれの個性と能力を最大限に活かして、自分の夢や可能性を見出し、追求し、人との関わりの中で幸福に生きることができる教育環境を整えていく必要があります。そのためには、教職員、保護者、地域住民など私たち大人が、相互の人権を尊重する姿を子どもに示すことが大切です。

また、近年、学校の教職員に対する過度の要求やクレームなどが問題となっていることから、教職員の人権が尊重され、守られる学校であることも重要です。

## 2 実体験に根ざした本物の教育～地域とともにある学校～

島根が全国に先駆けて取り組み、実績を積み上げてきた「地域とともにある学校」の良さを活かす教育を推進します。

教育におけるICT活用は時代の要請であり、これを推進する必要があることは言うまでもありませんが、そのような時代であるからこそ、特に子ども時代に豊かな自然や歴史・文化、風土など、ふるさとの特色を活かした実体験を通じて、自らの身体と感性で、物事の本質を読み解く力を育成することが重要です。

## 3 挑戦心、探究心が育つ学びの環境～子どもも大人も学び成長する学校～

求められる基礎的な知識及び技能は時代とともに変化しています。基礎学力の充実を図るとともに、子どもたち一人ひとりの個性や能力を活かし、柔軟に対応することを通じて、子どもの夢や挑戦心を育むことが重要です。

受動的に知識を身に付けるだけでなく、学んだことを使って現実の問題を考えたり、課題を発見したり、問い合わせ立てて探究したりする主体性が育まれるよう学びの環境を工夫する必要があります。また、自分が自分たちの生きる社会の未来を構築していく側の一員であることを自覚し、社会が必要としている改善や改革に関心をもち、社会に貢献する気持ちを醸成することも必要です。そのためには、自分は何のために学ぶのかを、子ども自身が自覚できる教育をめざすとともに、大人にとっても学び成長できる学校になることが必要です。

## VII 育てたい資質・能力

---

従来の「しまね教育魅力化ビジョン」においては、3つの育成したい人間像を掲げ、それらを「学力」「社会力」「人間力」と結びつけ、それぞれに含まれる具体的な資質・能力をさらに明示しました。

この教育ビジョンでも、こうした基本的な方向性に変わりはありませんが、子どもたちが自分の個性に応じて自ら育ち変わろうとする、そのような教育環境を整えることも重要です。

以下に、「人間力」「学力」「社会力」と、それぞれに含まれる具体的な資質・能力について、これから時代を見据えた際に、一定程度、必要と考えられる力や姿勢を示します。あわせて、これらの資質・能力の育成に向けて子どもたちの主体的な学びを促す適切な教育環境についても、「大切にしたい教育環境」として示しています。

### 1 学びの土台をなす人間力

ここでいう人間力とは、いわゆる学力の根底にある資質・能力を意味しています。

豊かな自然や風土をもち、長い歴史の中で引き継がれてきた文化が息づく、この島根で生まれ育ったことの強みを土台としながら、これから時代を生き抜くために必要な、基本的な資質・能力を育てたいと考えています。

家族に愛され、地域の人々から大切にされて育つこと、また豊かな自然、歴史・文化、伝統、産業など地域の資源を直接経験することの中から、周囲の人々や生まれ育った地域を好きだと感じ誇りに思う気持ちが育ち、それが自分の存在への感じ方に反映された結果、自己を肯定的に捉えようとする気持ちが育まれます。

こうした自己や他者に対する基本的な肯定感をベースに、自他に対する高い人権意識を早期から身に付けることは、これからますます国際化する社会を生きていく上でも重要です。

また、今日では、GDP等の経済的な豊かさでは測れない、生活の質やより広く心身の豊かさを表すウェル・ビーイング (Well-being 身体的、心理的、社会的に良好な状態) という概念が重視されるようになり、SDGsの目標3に掲げられたり、日本政府の「成長戦略実行計画（2021年）」でも言及されたりしています。

これから時代を生きていく子どもたちには、自らの心身の健康や生活を認識し、改善を図ろうとする力も大切です。もちろん子どもたちと共に生きていく大人の側（保護者や教職員など）が自らのウェル・ビーイングを高めていくことも重要です。

- (1) 自分の心身の状態を把握し、健康でバランスのとれた生活をおくる力
- (2) 自分を含むすべての人の権利を尊重して行動する力
- (3) 自分の良さや可能性を認識し、夢や希望をもって未来に挑戦する力
- (4) 困難に挫けず、障壁を乗り越えようと粘り強く取り組む力
- (5) ふるさと島根への愛着と誇りをもち、その未来を考えようとする力

## 【大切にしたい教育環境】

- ・ すべての子どもたちに、安全・安心が感じられる居場所のある教育環境
- ・ 日常生活のあらゆる場面で高い人権意識が浸透した教育
- ・ チャレンジしたいことがあれば、それを後押しし、支え、見守る教育
- ・ 子どもたちがそれぞれ持っている個性や能力、将来の可能性を信じて待つ教育
- ・ 島根の自然環境を活かした野外活動等を通じた体験学習の機会

## 2 学びの中核をなす学力

ここでいう学力とは、1つには各教科の学力を意味しています。小学校に始まる教科学習によって基礎的な学力が育まれ、中学校から高等学校へと各教科の高い学力を育んでいくことは学校教育の中心的な取組であり、子どもたちが自分の個性や能力を活かしてその進路を選択し、進学へ、職業生活へと向かっていく上で、これからの中社会においても、その重要性に変わりはありません。

一方で、学校教育を生涯にわたる学習、自己実現、自己成長の視点から考えた場合、その主要な目的が各教科の学力育成にとどまるものではないこともまた明らかです。教科学習は、主体的に学ぼうとする姿勢、思考力・判断力・表現力など、子どもたちがその個性や能力を活かしながら一生を通じて学びを継続していく力の育成につながることで、子どもたちの力となります。

基礎学力や各教科の学力の延長線上に、未知の課題を発見したり、自分らしく課題を探求したり、より深く学ぼうとしたりする、より広い学びの力が育っていくことに加えて、子どもたちが主体的に自らの学びを組み立てたり、学びの意欲を維持し続けたり、自分に合った学びの方法を開発したりする「自立した学びの力」が育っていくことを重視しています。

また、これからの中社会で必要とされる学力の育成を考える際、その基盤となる知識及び技能とは何かを意識することが重要であり、ICTやAIが目まぐるしい速さで発達する今日の社会において、こうしたツールを適切に使いこなしたり、情報を収集・選択・蓄積・分析したりする力は必須のものとなります。

GIGAスクール構想のもと、一人一台端末等の教育環境が整備されつつありますが、子どもたちがそれらを真に使いこなして、自分の学びの力を高めていくに当たっては、教職員の専門的な指導力に加えて、個々の子どもの置かれている、学校だけではなく地域社会や家庭の教育環境も含めた日常的な環境が大きな影響を及ぼします。

ICTは世界中どんな場所に住んでいても、自分の求める学習内容にアクセスし、自分に合った教育を受けることができる技術ではありますが、その活用に当たっては、家庭や地域と連携して、端末の適切な使用や情報モラルについて、指導していく必要があります。

### (1) 学ぶことの意味を理解し、主体的に学びに向かう力

- (2) 基礎的な知識及び技能を身に付け、学んだことを活かして探究する力
- (3) 課題を発見し定義する（問い合わせる）力
- (4) 多様な情報を収集・蓄積し、読み解いたり分析したりする力
- (5) 自分の考えを、自分の言葉で説明し、自分らしく表現・発信する力
- (6) 既存の枠組みを破り、新たなアイデアや方法を生み出す力

#### 【大切にしたい教育環境】

- ・ 子どもたちそれぞれの理解度や習熟度に応じた個別の指導
- ・ 地域の特性を活かした体験学習（地域課題解決型学習等）
- ・ 地域産業の特性や課題から自分の将来を考える地域連携型キャリア教育
- ・ DX化の進む現代社会に対応できるICT活用を含む情報活用能力を育成する教育

### 3 学びを展開する社会力

ここでいう社会力には、大きく2つの意味があります。1つには、いわゆる社会性です。誰もが家族、地域社会、学校、職場など様々な社会集団に属しながら、他者との関係の中で生きていくことになるため、その際に必要な社会的規範を身につけたり、他者と協力しながら協働的に生きていくなどの集団適応力を一定程度身に付けたりすることが必要になります。

学校教育は、こうした社会性を育む場でもありますが、こうした従来から必要とされる社会性にも変化が生じつつあります。これまで当たり前と思われていた、例えば男らしさ、女らしさという意識などに含まれている問題点や矛盾が社会的に意識されるようになり、人々の多様な在り方や価値観を尊重していこうとする考えが広まっています。こうした流れは国際化による異文化理解の波と相まって、教育現場にも大きな意識改革が求められています。

学校は、これからの中学生たちが、こうした従来の当たり前を捉え直したり、多様性を認め合ったり、意見の異なる人々の中で相手を認めつつ自分の意見を主張したりといった、新たな社会性を身に付けていく場でもあります。

もう1つは、学びを社会に展開していく力という意味での社会力です。これまでには、ともすると学校で学ぶ教科の知識及び技能は、一歩、学校の外に出れば自分の普段の生活とは関わりのないものと捉えられる側面もありましたが、こうした状況を改善するために、現行の学習指導要領は小学校から「総合的な学習の時間」を設定し、高等学校での「総合的な探究の時間」につなげていこうとしています。

このような動向が生まれている背景として、習ったことを正確に憶え、再現したり応用したりするだけの知識、いわゆる受動的な知識では太刀打ちできないような社会がすでに到来していること、より複雑化する世界情勢・社会状況においては、まだ誰も出会ったことのない未知の課題に対峙し、これに果敢に挑戦し、既存の方法を打ち破る新たなアプローチを創出し、新しい価値のある解を生み出すことが求められていることなど、大きな時代の流れがあることを捉えておく必要があります。

このように社会力は、学んだことを日常生活や社会に活かそうとする姿勢、自分の身近な課題に気づき、学んだ知識及び技能を活かして解決を模索する姿勢、やがてはこうした姿勢が社会的変革（イノベーション）をもたらすような発明・発見に結びついていく、そのような力のことを意味しています。

- (1) 地域・社会の維持・発展に貢献しようとする姿勢
- (2) 多様性を認め、相手を尊重するとともに、相互に支え合う姿勢
- (3) 他者と協働して課題を創造的に解決していく力
- (4) 環境問題や持続可能な社会の構築に関する意識や行動力

#### 【大切にしたい教育環境】

- ・ 自己と社会との関係を理解し、社会をつくる住民としての認識を高める教育
- ・ 言語教育と異文化理解を柱とする多文化共生教育
- ・ 人々の多様な生き方に触れたり対話したりする機会の充実
- ・ 「地域とともにある学校」の強みを活かした特色ある学校づくり

## VIII 教職員の資質・能力が発揮される環境の整備

---

学校教育の担い手であり人的教育環境の中核である教職員は、その持てる力を十分に発揮しながら、生き生きとした姿で自らの志す理想の教育を胸に抱き、子どもたちの前に立つことが重要です。そのためには、教職員が自分の資質・能力をより高めることで、教育をよりよいものに改善していこうとする、そのような方向に向かえるようにすることが重要です。

現在、教職員の働き方改革の取組を進めており、長時間勤務の状況を改善することは、喫緊の課題ですが、より本質的には、教職員がやりがいをもって教職に打ち込むことをどう実現するかが重要です。

本来、子どもが好きで、学校という職場が好きで、学校で子どもたちが学んで成長する姿が何よりの喜びである、このような教職員の普通の在り方を取り戻していくことが必要です。そのためには、教職員が教科指導の工夫・改善に取り組むことができる時間を優先的にどう確保するかが重要です。とりわけ基礎学力の定着を図る上で、また、子どもたちの主体的で探究的な思考を育む上でも、教職員の教え方（新たな教材や指導法の開発・実践、効果的なＩＣＴ活用など）は重要な鍵となります。教職員がそうした授業改善に取り組むことができるよう、多様で充実した研修機会と時間を確保することが必要です。

一方、生徒指導（生活指導、進路指導、教育相談などを含む）や学級経営など、教科指導を支える基盤となる教育についても、その知識及び技能を向上させることは重要です。また、特別な支援が必要な児童生徒の増加に伴い、特別支援教育に関する知識及び技能も多く求められるようになっています。しかし、こうした知識及び技能は多岐に渡っており、具体的な関わり方や支援方法等を習得するには一定の時間も必要です。

このような状況から、国においても、専門性を持った人材を教育現場にできるだけ配置するよう、取組が進められていますが、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、退職した経験豊かな教職員、地域の人々、保護者など、さまざまな人的資源と学校が連携・協働すること、学校教育を学校内だけで閉じたものと考えず、開かれた場として構築していくことなど、様々な工夫や協働によって、個々の教職員が抱えている課題を軽減し、得意とする領域を伸ばしながら教育に取り組めるよう、教職員を支援する環境の充実を図る必要があります。

こうした領域の研修についても、教職員自身が知識及び技能を習得することに加えて、多様な職種との連携を図るために知識及び技能を身に付ける機会を設けていく必要があります。

このようにして教職を魅力あるものに改善していくことにより、教職を目指す次世代を育み、さらに熱意のある人材が教員となる好循環が生まれるよう取り組んでいきます。

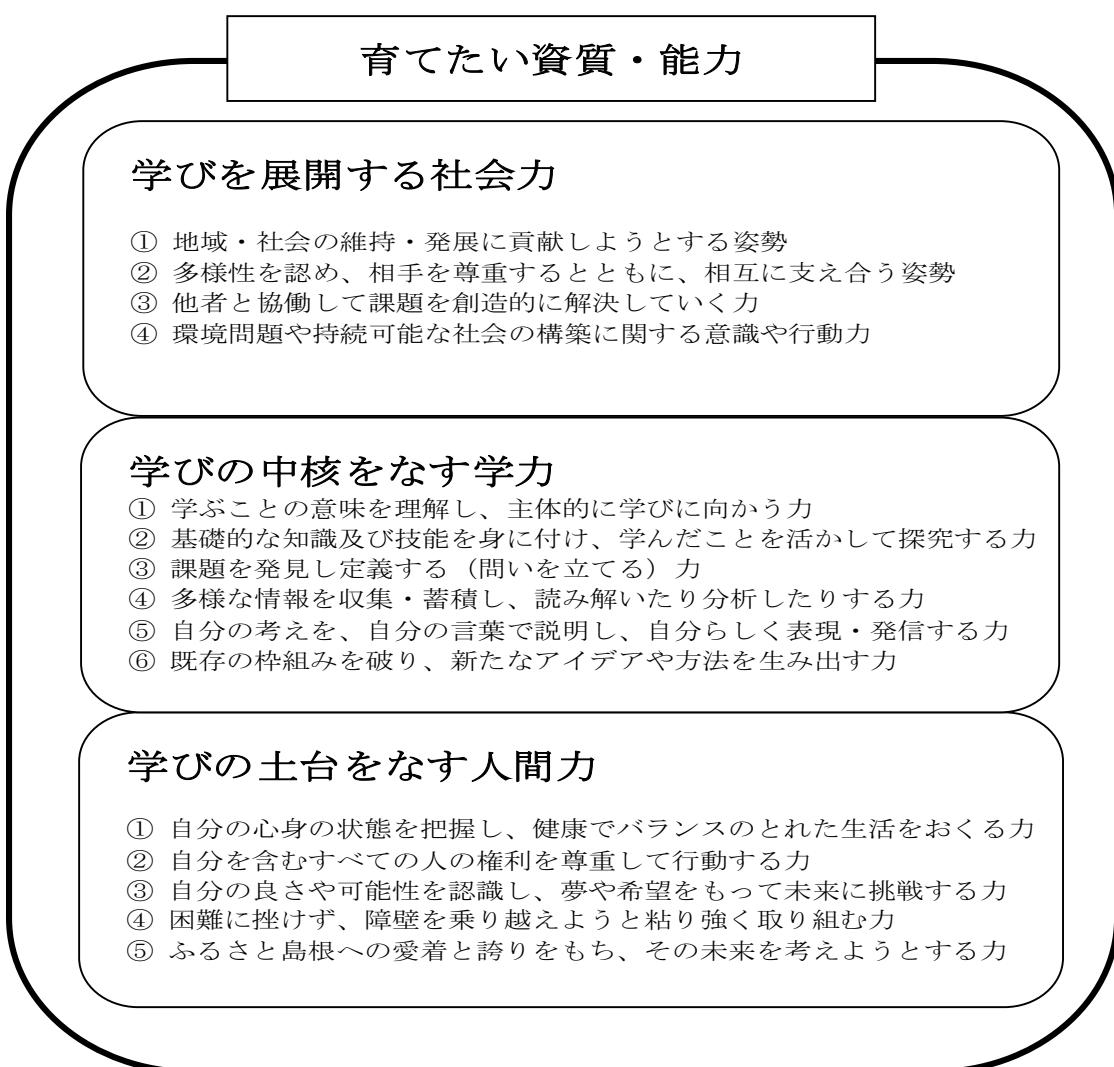
## IX 基本目標を実現するための具体的施策

基本目標を実現するため、県教育委員会が市町村教育委員会をはじめ、学校・家庭・地域と連携・協働して、次の4つの柱を中心とした具体的な施策を推進していきます。

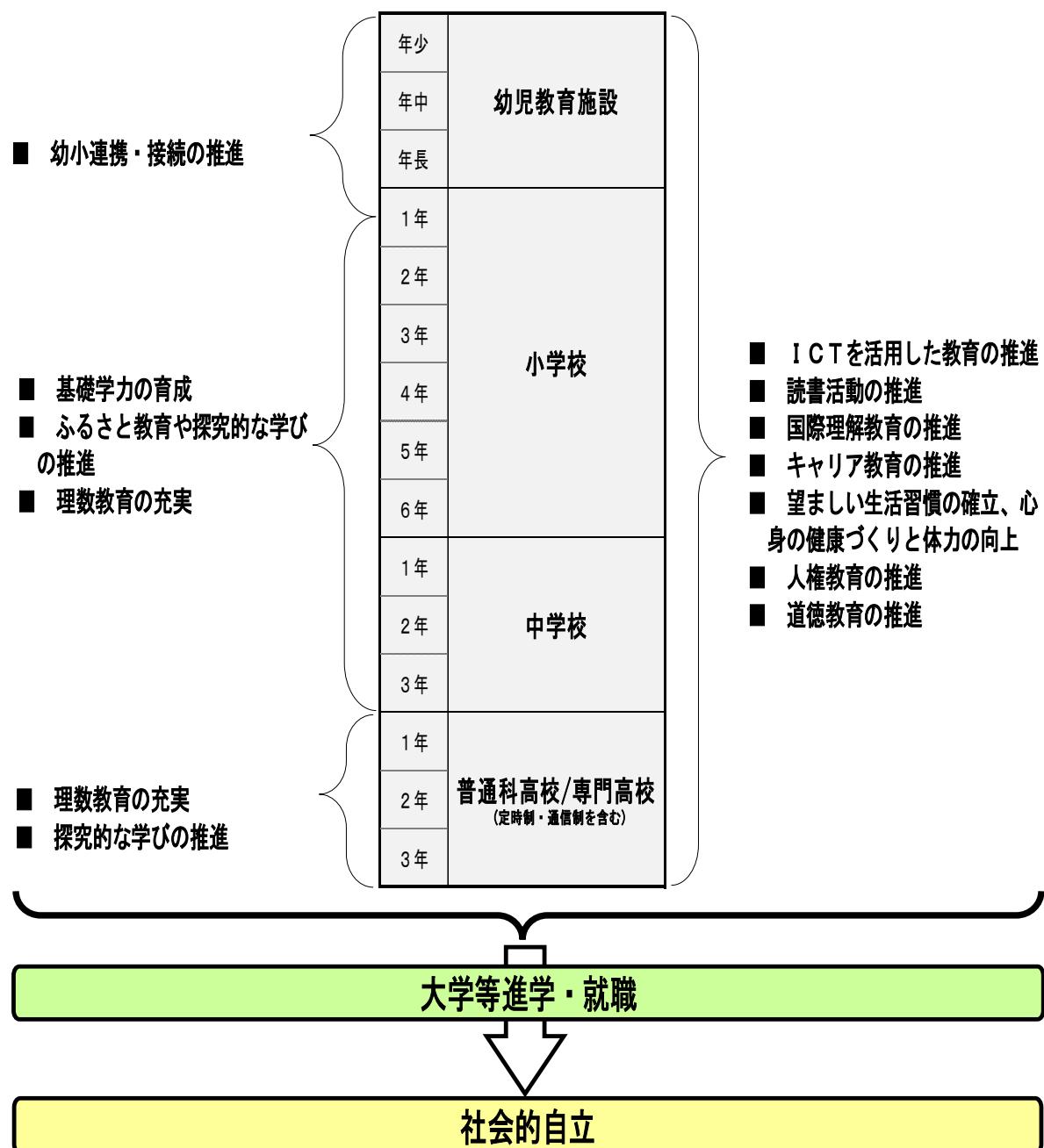
- 1 発達の段階に応じた学力の育成
- 2 教育上の支援が必要な子どもの学びの保障
- 3 地域との協働による学びの充実
- 4 教育の基盤となる環境の整備と充実

このうち、1及び2の柱については、特に重点的に取り組んでいきます。

なお、この教育ビジョンにおいて、「学力」とは、以下の「育てたい資質・能力」を示しています。



## 1 発達の段階に応じた学力の育成



## (1) 基礎学力の育成

### [現状と課題]

- 令和6年度「全国学力・学習状況調査」の結果を全国と比較すると、
  - ・ 小学校算数、中学校数学の平均正答率が低い傾向
  - ・ 全ての教科において、高正答率者が少ない傾向
  - ・ 基礎的な知識及び技能の定着や活用力が身に付いていない可能性
  - ・ 中学校において家庭学習を1時間以上している生徒の割合が少ない傾向
  - ・ 小学校、中学校ともに、地域の行事に参加している児童生徒の割合が高い傾向などが見られます。
- 急激な情報技術の進展による情報化やグローバル化といった社会的な変容に対応するために、言語能力や情報活用能力、問題発見・解決能力等を、各学年を通じて体系的に育んでいくことが必要です。
- 高等学校においては、「総合的な探究の時間」を中心に探究的な学びを深めていますが、教科学習において、自ら問いを立て、主体的に学習する態度を育成する取組がまだ十分とは言えません。また、生活の中にある身近な課題を発見し、その解決に向けて、教科の枠を越えて、教科等横断的な学習に取り組む授業が十分には展開されていません。

### [今後の方向性] ※上記の課題を踏まえ、今後の予算編成を通じて以下のような取組を検討

- 「全国学力・学習状況調査」等により、各教科等の学力の基盤になると考えられる「言葉、語彙」「数、形、量」「思考力、推論力」等について、小学校低学年段階における学習のつまずきの要因を把握し、児童生徒に対する学習を支援
- 学校図書館を活用した授業や、学校で学んだ知識及び技能を地域社会の課題解決に役立てる活動等を通じ、言語能力や情報活用能力、問題発見・解決能力等を育成
- 家庭学習と授業を結びつけた指導等により、児童生徒が自主的に学習計画を立て、課題に取り組むことができる「自立した学びの力」を育成
- 豊かな自然や歴史・文化、伝統など、本物に触れる学びを通して、学びへの興味・関心を高め、主体的に学びに向かう意欲を醸成

## (2) 幼小連携・接続の推進

### [現状と課題]

- 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、小学校以降の学びの基盤となる自立心や思考の芽生え、人と関わる力や豊かな感性などの資質・能力を育むものです。
- 全県的に幼児教育の質の向上を図るためにには、市町村の幼小連携・接続に係る体制整備を進める中で、学校・地域・保護者が幼児教育の重要性を認識することを土台として、連携して取り組むことが必要です。
- 幼児教育施設は多種多様であり、令和5年度「幼児教育実態把握調査」によると、小学校との接続を見通したカリキュラムの編成・実施ができている幼児教育施設の割合は、幼児教育施設、小学校ともに約3割と少ない状況です。

### [今後の方向性] ※上記の課題を踏まえ、今後の予算編成を通じて以下のような取組を検討

- 仮称「しまねの架け橋期の教育ガイド」(令和7年3月策定予定)に基づき、幼児教育施設及び小学校、地域、保護者が一体となった架け橋期の教育を充実
- 幼保小合同会議や保育・授業研修会などを通して、幼児教育施設と小学校が教育内容や指導方法などの相互理解を深める取組により、小学校低学年段階の安定した学級づくりを推進
- 幼児教育施設と小学校との協働により、架け橋期のカリキュラムを編成できるよう、島根県幼児教育センターにおいて、市町村における研修支援や幼児教育アドバイザーへの指導・助言を実施

### (3) 理数教育の充実

#### [現状と課題]

- これからの中学校において、デジタルや理数の知識及び技能、思考力を備えた人材を育成していくことが求められますが、現状として、高等学校入学後、理数系の学科に進む生徒が少ない状況です。
- どのような職業に就いても、物事に対して、根拠を持って筋道を立てて考える論理的な思考力は非常に重要となります。理数の知識や技術が社会でどのような役割を果たしているのか、理数教科を学ぶことによって身に付く、ものの見方や考え方方が社会生活の中でどれだけ重要であるかが理解されておらず、子どもたちの将来の選択肢を狭めている可能性があります。
- 令和6年度「全国学力・学習状況調査」によると、次の項目で全国平均を下回っています。
  - ・ 「算数の勉強は好きだ」「授業の内容はよく分かる」という児童の割合
  - ・ 小学校算数、中学校数学の平均正答率
  - ・ 算数の指導として、発展的な学習の指導に取り組んでいる学校の割合
  - ・ 各教科等で身に付けたことを、様々な課題の解決に活かすことができるような機会を意識的に設けている学校の割合

#### [今後の方向性] ※上記の課題を踏まえ、今後の予算編成を通じて以下のような取組を検討

- 各教科等の学力の基盤となると考えられる「言葉、語彙」「数、形、量」「思考力、推論力」等における、小学校低学年段階の学習のつまずきの要因を把握した児童生徒の学習支援や、「全国学力・学習状況調査」の結果の分析により課題とされてきた設問の復習ができるような問題の作成、提供
- デジタル等、成長分野を支える人材育成のため、情報、数学、理科等の教育を重視するカリキュラムの実施や、ICTを活用した文理横断的・探究的な学びの強化、DXハイスクール指定校の先駆的な取組の横展開
- 専門高校への理数教員の配置により、生徒の理数系分野への興味・関心や学びへ向かう意欲の喚起、進路の選択肢を拓げるための取組を推進

#### (4) I C Tを活用した教育の推進

##### [現状と課題]

- 国においては、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実など、教育の質を向上させるために、「G I G Aスクール構想」を推進しており、各学校において一人一台端末などを活用した学習活動が一層促進されるよう求められています。本県でも、各学校において様々な取組により、一人一台端末の積極的な活用が進められています。
- 一方、令和5年度の小中学校における I C T機器の授業での活用割合は、小学校6年生で23.4ポイント、中学校3年生で18.3ポイント全国平均を下回っています。
- 高等学校においても、令和5年度の教員アンケートによれば、一人一台端末を使った授業実践を「全く行っていない」教員が26%であり、十分に活用されているとは言えない状況です。
- I C T活用スキル向上のための教員研修を実施していますが、I C Tを活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現するための授業デザイン及び教員の指導スキルの向上に向けた研修等のさらなる充実が必要です。

##### [今後の方向性] ※上記の課題を踏まえ、今後の予算編成を通じて以下のような取組を検討

- 子どもたちの情報活用能力の育成に向けて、一人一台端末の日常的な活用を促すとともに、各教科等や家庭学習での効果的な活用について好事例を収集、展開
- 授業や家庭学習における一人一台端末の活用方法について、研修等を通じて教職員のI C T活用スキルの向上を図るとともに、授業改善に向けた取組を推進

## (5) ふるさと教育や探究的な学びの推進

### [現状と課題]

- 本県では、小中学校でのふるさと教育や、高等学校での探究的な学びなど地域と連携・協働した教育活動を行っており、子どもたちは、人々との関わりの中で地域の魅力を再発見し、主体的に学びに向かう意欲や思考力・判断力・表現力を育んでいます。
- ふるさと教育は、学校と地域が互いに目的を共有し、身近な「ひと・もの・こと」を本物の教材として活用しながら取り組んでいますが、学年進行を考慮した系統的・発展的な学びになっていない状況もみられることから、ふるさと教育の質を担保しながら、必要に応じて活動内容を見直しています。
- ふるさと教育をより充実した活動にするためには、学校と地域の担当者が情報共有する場の充実や、双方の連絡調整役のコーディネーター等の人材育成など、地域全体で子どもたちの成長を支える仕組みづくりを充実させる必要があります。
- 高等学校では、ふるさと教育による学びを発展させ、各高校の特色を生かしつつ、地域だけでなく地元企業や大学等とも連携した取組を通して、自分の将来を考えるなど探究的な学びを深めています。

### [今後の方向性] ※上記の課題を踏まえ、今後の予算編成を通じて以下のような取組を検討

- ふるさと教育を通して育まれた地域への愛着や誇り、貢献意欲などを教科等の学びに結びつけることによって学習効果を高め、子どもたちの実行力を育成
- 小中学校で取り組むふるさと教育と高等学校における探究的な学びのつながりを意識した学習活動が展開されるよう、研修等を通じて教職員やコーディネーター人材を育成
- 中学校区で実施するふるさと教育ネットワーク会議による学校と地域の連携・協働体制の充実

## (6) 読書活動の推進

### [現状と課題]

- 「第5次島根県子ども読書活動推進計画」（令和6年3月）に基づき、子どもたちの発達の段階に応じた読書活動を推進するため、乳幼児期からの読書習慣の定着を図るとともに、学校における読書活動や身近な市町村立図書館等における読書環境の充実に向けた支援を行う必要があります。
- 読書活動や授業等での学習活動において学校図書館を有効に活用し、子どもたちに、読む力や情報を収集する力、様々な情報を自らの課題解決に向け取捨選択する力を育む取組を推進しています。
- 公立小中学校に、学校図書館を拠点として子どもたち一人ひとりの学びに寄り添う「学びのサポーター」を配置する市町村が増加しています。
- 令和5年度「全国学力・学習状況調査」によると、「読書は好き」と肯定的な回答をした割合は、中学校では全国平均並みであり、小学校では下回っています。また、平日に学校の授業以外で全く読書をしない児童生徒の割合が高く、30分以上読書をする児童生徒の割合が低いなど、依然として改善されていない状況にあり、年齢が進むにつれて読書離れの傾向もみられます。
- 県内全ての公立小中学校を対象とした「子ども読書アンケート」によると、学校図書館を活用した学習は、国語や「総合的な学習の時間」を中心に取り組まれている一方で、情報活用能力や思考力、判断力、表現力の育成には課題があり、幅広い教科での更なる活用が必要です。

### [今後の方向性] ※上記の課題を踏まえ、今後の予算編成を通じて以下のような取組を検討

- 子どもたちの発達の段階に応じた読書習慣を身に付けるため、乳幼児期からの本に親しむ環境づくりを推進
- これからの中学生たちに求められる言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等を育むため、学校図書館を教科等横断的に授業で活用するとともに、ICTの活用を効果的に結び付けた学校図書館活用教育を推進
- 学校図書館活用教育の更なる推進のため、市町村及び学校における研修の機会を確保

## (7) 国際理解教育の推進

### [現状と課題]

- グローバル化が進展する社会において、異文化体験や外国人との相互コミュニケーションを通じて多様な価値観に触れることにより、国際的な視野をもち、自らが主体的に行動できる人材を育成することが求められています。
- 紛争や対立、感染症や環境問題といった様々な地球規模の課題について、自分のこととしてとらえ、その解決に向けて自分から行動を起こす力を身に付けるための教育が求められています。
- 外国語教育において、統合的な言語活動を通じて「聞くこと」「読むこと」「話すこと（やり取り）」「話すこと（発表）」「書くこと」の力をバランスよく育成し、実際のコミュニケーションにおいて適切に活用できる技能を身に付けられるよう、指導を工夫・改善する必要があります。
- 國際社会に生きる子どもたちが、将来、竹島について自分の考えを話すことができるよう、また、竹島問題を歴史的事実や国際法に基づいて平和的に解決し、韓国との眞の友好関係を実現できるよう、竹島問題に関する学習に積極的に取り組む必要があります。

### [今後の方向性] ※上記の課題を踏まえ、今後の予算編成を通じて以下のような取組を検討

- 外国語指導助手（ALT）、国際交流員の活用や、地域に住む外国人との交流等により、子どもたちが国際的な視野をもつことができる学習を推進
- 教科学習や「総合的な学習の時間」等において、子どもたちが持続可能な社会づくりに関わる課題を見出し、その解決に向けた環境、経済、社会、文化等の各側面から総合的に取り組む活動を推進
- 我が国の国土や歴史に対する愛情、他国や他国の文化を尊重することの大切さについての意識を深め、国際的な課題を解決しようとする意欲の育成や竹島に関する学習を充実し、本県の課題を国際的な視野に立って考え、解決を図る力を育む教育を推進

## (8) キャリア教育の推進

### [現状と課題]

- 子どもたちが自らの活動を記録・蓄積し、自分の学習状況の振り返りや、将来への見通しをもちながら主体的に学びに向かう力を育むために、キャリア・パスポートを活用した教育活動に取り組んでいます。
- 子どもたちの振り返りの後に、新たな学習等への意欲につなげる取組が不足している状況が見受けられます。また、子どもたちに学ぶことと社会で生きていくことの関連性の理解を深める工夫が必要です。
- 子どもたちが社会的・職業的に自立していくためには、社会の激しい変化に流されることなく、将来直面するであろう様々な課題に柔軟かつたくましく対応する力を高めることが重要となっています。
- 令和6年度「全国学力・学習状況調査」によると、「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う」児童生徒の割合は、前年度に比べて増加し、中学校では、全国平均を上回っています。また、令和6年度の高校魅力化アンケートでは「地域や社会で起こっている問題やできごとに关心がある」に対する県内高校生の肯定的回答の割合も全国平均を上回るなど、全国と比較して高い水準であり、社会に能動的に関わろうとする意欲が喚起されつつあります。

[今後の方向性] ※上記の課題を踏まえ、今後の予算編成を通じて以下のような取組を検討

- 就学前から高等学校までの発達段階に応じて、学校種ごとの目標を関連付けながら、教育活動全体を通した系統的なキャリア教育を推進
- 教科学習と地域での体験学習等を結びつけ、「どこでどう暮らすか」など、仕事、家庭生活、地域社会とのつながり等、様々な側面から自らのライフプランを考える教育を推進
- 地域資源を活用した探究的な学びや、地元企業等における職場体験など、多様な「ひと・もの・こと」と関わりながら社会づくりに参画する学習を通じて、子どもたちが自分らしい在り方や生き方を考える教育を推進

## (9) 望ましい生活習慣の確立、心身の健康づくりと体力の向上

### [現状と課題]

- 子どもたちを取り巻く環境は、少子化、地域とのつながりの希薄化に加え、価値観の多様化、メディアの急激な普及などの社会環境や生活環境の変化により、心身の不調や裸眼視力の低下など、現代的な健康課題が顕在化しています。
- 子どもたちのメディアに接する時間が長くなつたことも影響し、睡眠時間が6時間未満の割合が、小学生で増加しています。睡眠不足は、集中力や記憶力の低下につながり、学習や日常生活に支障がでることもあります。
- 生活習慣の乱れにより、朝食を欠食する子どもの割合は増加傾向にあり、また毎日食べている子どもでも、主食のみの割合が増加しています。さらに肥満傾向にある子どもの割合も、小学生と中学生で増加傾向にあります。
- 令和5年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によると、子どもたちの体力は向上傾向が見られるものの、特に中学校と高等学校の女子における運動離れや、運動をする子としない子の二極化による、体力や運動能力の低下の割合が大きくなっています。

### [今後の方向性]　※上記の課題を踏まえ、今後の予算編成を通じて以下のような取組を検討

- スマートフォンやタブレット等、メディアとの接触による健康への被害や睡眠の重要性について、子どもや保護者の理解を深める取組を推進
- 食に関する正しい知識や食習慣を身に付けるとともに、地場産物を活用した給食を教材とするなど、子どもたちが望ましい食生活をおくるための食育を推進
- 幼児期の運動遊びや学校での体育の授業を通して運動が好きな子どもが増えるよう、発達段階に応じた体力づくりを推進

## (10) 人権教育の推進

### [現状と課題]

- こども基本法の理念を踏まえ、学びの主体としての子どもの人権が尊重される教育を行うことで、すべての子どもたちがそれぞれの個性と能力を最大限に活かせる教育環境の実現が求められています。
- デジタル社会における差別などの新たな人権課題や、いじめや不登校の認知件数が増加していることから、これまで以上に人権教育の充実を図り、子どもたちの生命と尊厳を守るための教育環境を実現することが求められています。

[今後の方向性] ※上記の課題を踏まえ、今後の予算編成を通じて以下のような取組を検討

- 自他の人権を守るために実践行動について、研修等を通じて教職員の理解を深め、相互の人権を尊重する姿を子どもたちに示すなど、日常的に高い人権意識が浸透した教育環境づくりを推進
- すべての教育活動において、子どもたち一人ひとりが「私の基本的人権もみんなの基本的人権も大切にされている」と実感できる実践を推進
- 身近なことから国際的な人権侵害に至るまで様々な人権課題を解決し、幸福な共生社会をつくりだすための実践行動につながる人権教育を実施
- デジタル社会における差別など、新たな課題に対する子どもたちの人権意識を向上させる取組を推進

## (11) 道徳教育の推進

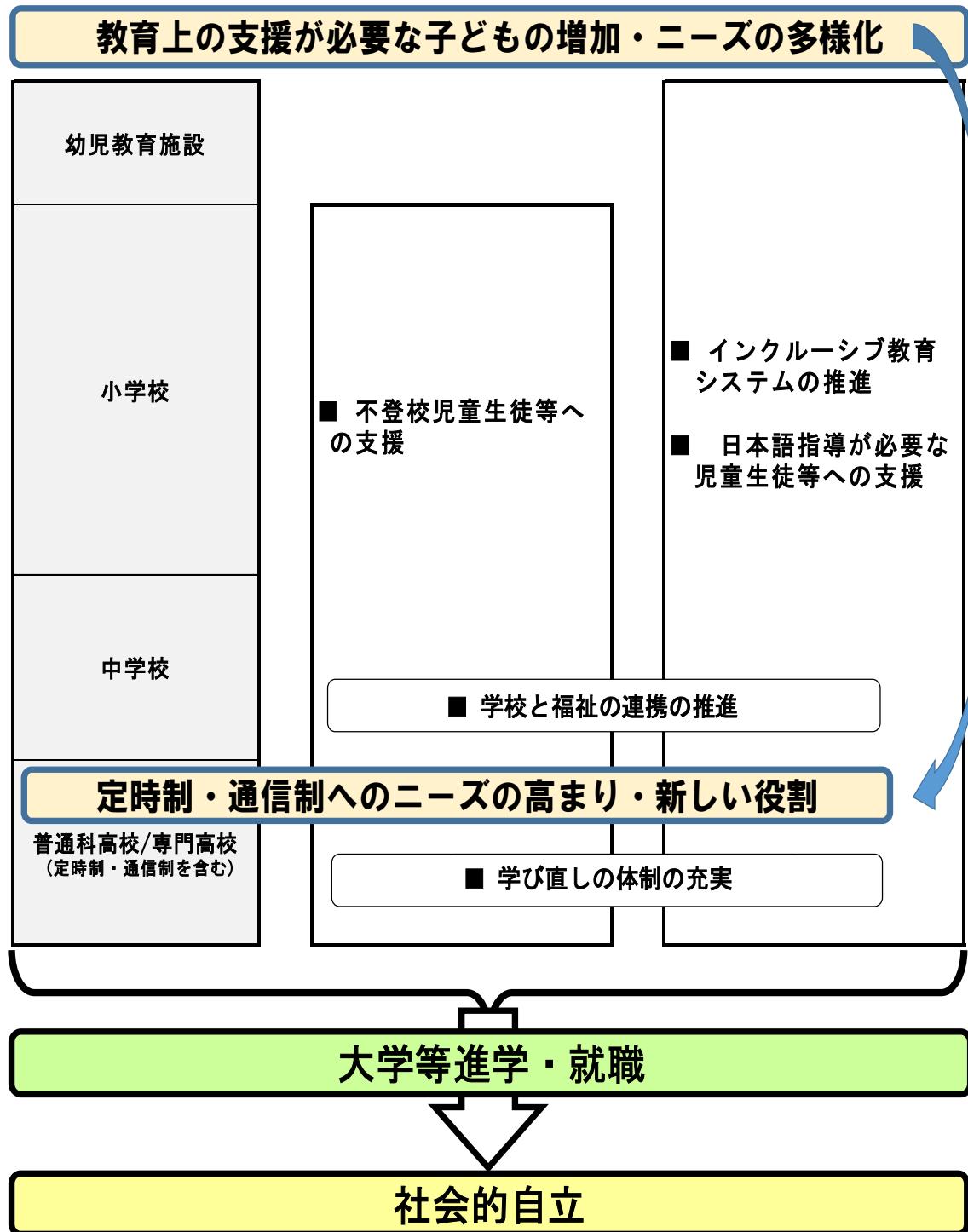
### [現状と課題]

- 道徳教育では、学校の教育活動全体を通じて、主体的な判断に基づいて道徳的実践を行い、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養う必要があります。
- 子どもたち一人ひとりが高い倫理観をもち、人としての生き方や社会の在り方について、多様な価値観の存在を認識しつつ、自ら感じ、考え、他者と対話し協働しながら、よりよい方向を目指す力を培うことが大切です。
- 互いに尊重し協働しながら社会を形成していく上で必要となるルールやマナー、規範意識などを育むためには、市町村との連携のもと、幼児教育施設や学校・家庭・地域が一体となった取組が必要です。
- 本県では、自立して生きる力、人と共に生きる力を自ら育んでいくため、乳幼児から大人まで「しまねのふるまい」を定着させる取組を進めています。

### [今後の方向性] ※上記の課題を踏まえ、今後の予算編成を通じて以下のような取組を検討

- 小学校、中学校での「特別の教科 道徳」の授業における計画的、発展的な実施や、高等学校における道徳教育推進教員を中心とした学校教育全体を通じた道徳教育を推進
- 社会参画の意識を高め、公共の精神をもってよりよい社会の実現に努めるため、家庭や地域との連携によるボランティア活動や、自然体験などの体験活動を通じた「しまねのふるまい」を推進
- ふるまいの定着に向け、「ふるまい推進員」の派遣による幼児教育施設、小学校における幼児児童、保護者や保育者等への研修を支援

## 2 教育上の支援が必要な子どもの学びの保障



## (1) インクルーシブ教育システムの推進

### [現状と課題]

- 特別な支援が必要な子どもたちは、年々増加しており、障がいも多様化しています。特別支援学級や通級による指導など多様な学びの場において、個々の教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援を行ってきましたが、さらに教員の指導力を高め、個々の実態に応じた効果的な指導を進めていく必要があります。
- 幼児教育施設、小学校、中学校、高等学校の通常の学級において、発達障がいのある子どもやその可能性のある子どもが増加しており、全ての教職員等が特別支援教育に対する理解を深め、適切に対応することが求められています。
- 特別支援学級については、現行の学級編制基準では異学年での学級編制となる場合が多く、一人の教員が複数の学年の教育課程を受け持つこととなり、十分に指導や支援が行えない実態があります。
- すべての県立高校において通級による指導を行う体制が整ったことにより、今後は、通級による指導と他の学習等との連携など、通級の更なる充実に向けた取組を進めていく必要があります。
- 特別な支援が必要な子どもたちが自立し社会参加していくためには、障がいの早期発見・早期支援が重要ですが、障がいに対する理解や関係機関との連携が不十分なために、支援が遅れるといった現状があります。また、就学前から社会参加までの一貫した支援が必要ですが、情報共有や引継ぎが不十分なために支援につながらなかったり、途切れたりする現状があります。
- 共生社会の実現に向け、障がいやインクルーシブ教育システムに関する理解をさらに進めていく必要があります。

### [今後の方向性] ※上記の課題を踏まえ、今後の予算編成を通じて以下のような取組を検討

- すべての教職員等が、特別支援教育に対する理解を深めることができるよう、専門的、体系的な研修を実施
- 特別な支援が必要な子どもたちが、多様な学びの場で適切な指導と必要な支援を受けて、その個性と能力を最大限に伸ばし、自立し社会参加できるよう、市町村や関係機関と連携した教育を推進
- 子どもたち一人ひとりの教育的ニーズ、障がいの程度や特性に応じた適切な指導を行うため、非常勤講師の配置等により支援体制を充実
- 障がいのある子どもとない子どもが共に学ぶ機会を増やし、子どもたちの障がいに対する理解を深めるとともに、保護者や企業を含めた地域の方々に対し、障がいやインクルーシブ教育システムについての理解啓発を推進

## (2) 不登校児童生徒への支援

### [現状と課題]

- 県内の不登校児童生徒数は増加傾向にあり、千人あたりの割合も全国平均より高い状況が続いています。「いじめ防止対策推進法」（平成25年6月）を踏まえたいじめの積極的な認知により、いじめの認知件数も増加傾向にあります。
- 県教育委員会による「不登校に関するアンケート調査」（令和6年3月）の結果によると、不登校の主たる要因として、「いじめ」、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」、「教職員との関係をめぐる問題」など、人間関係に起因するものが多い傾向にあります。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家を配置し、学校内での組織的な支援体制を推進しています。また、教育センター等での来所相談や24時間対応の電話相談、SNSを活用した相談など、学校外での相談体制も整備し、子どもたちや保護者が相談しやすい環境となるよう相談窓口の充実を図っています。
- 近年の社会環境の変化に伴い、子どもたちの抱える課題が複雑化・多様化していることから、学校は子どもたち一人ひとりの状況に応じた支援が求められており、関係機関からの助言を受けるなどしながら、教育相談体制を充実させる必要があります。

[今後の方向性]　※上記の課題を踏まえ、今後の予算編成を通じて以下のような取組を検討

- 学校は組織的に対応できる体制を強化するとともに、学校と関係機関との連携を推進し、子どもや家庭の状況に応じたきめ細かな支援を行う体制を充実
- 学校内でのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門家の効果的な活用による組織的な支援体制の充実と、学校内外での子どもたちや保護者が相談しやすい相談窓口の充実と周知
- 子どもたちの多様な学びの場の選択肢の一つであるフリースクールなど、民間機関との連携による支援の在り方を検討

### (3) 学校と福祉の連携の推進

#### [現状と課題]

- 子どもたちを取り巻く環境は複雑化・多様化してきており、例えば不登校の背景に生活困窮や発達上の課題、友人関係の悩み等、様々な実態があります。
- これまで学校においては、家庭への支援として各種奨学金や就学援助制度を周知する等の取組を行ってきましたが、近年では学校だけでは対応が難しい事例が多く、社会福祉の視点からの支援の必要性が高まっています。
- 子どもたち一人ひとりの学びを保障するためには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを含む全ての教職員が連携して子どもたちを支えるとともに、学校・家庭・地域・関係機関が連携・協働した支援の充実が求められています。

[今後の方向性] ※上記の課題を踏まえ、今後の予算編成を通じて以下のような取組を検討

- 社会福祉士会等との連携による教職員研修や学校への巡回により、教職員の社会福祉に対する理解を深めるとともに、学校と社会福祉の関係機関をつなぐスクールソーシャルワーカーの更なる活用
- 教職員が子どもたちのサインを見逃すことがないよう、日常的に子どもの意見表明権を尊重し、子どもたちの実態とその背景を理解しながら、子どもの最善の利益を保障するための研修を充実
- 教職員の気づきが早期の対応につながるよう、「学校・福祉連携の手引」（令和6年3月）などを活用し、スクールソーシャルワーカーや学校・福祉連携推進教員を含めた校内の組織体制を充実

#### (4) 日本語指導が必要な児童生徒等への支援

##### [現状と課題]

- 県内の小学校、中学校では、日本語指導が必要な児童生徒が年々増加しており、幼児教育施設においても、外国人幼児や海外から帰国した幼児が在籍しています。
- 日本語指導が必要な児童生徒に対しては、日本語指導はもとより、生活面の指導や個別の教科学習への支援など、多岐にわたる支援が必要です。
- 県立学校に入学する日本語指導が必要な生徒も増加しており、卒業時の進路実現に向けた支援体制の充実を図る必要があります。
- 高等学校などへの進学を希望している生徒の中には、学習言語としての日本語の習得が十分でないなどの理由により、進学を断念せざるを得ないケースがあります。

[今後の方向性] ※上記の課題を踏まえ、今後の予算編成を通じて以下のような取組を検討

- 日本語指導が必要な児童生徒に対する教育の充実を図るため、日本語指導員等の配置や初期集中指導教室の設置等、市町村が行う日本語指導や体制整備等を支援
- 小学校、中学校における日本語指導の一層の充実のため、子どもたち一人ひとりの状況に応じた「特別の教育課程」を編成
- 県立学校において、高校入学者選抜における特別措置の実施や、日本語でのコミュニケーションが困難な保護者に対する文書翻訳や通訳等を支援
- 宍道高校において、日本語指導を担当する教員等の配置により、日本語指導が必要な生徒への教育と、卒業後の進路実現に向けた支援を充実

## (5) 学び直しの体制の充実

### [現状と課題]

- 高等学校の定時制・通信制課程では、中学校から進学してきた生徒、他の高等学校から転学してきた生徒、学び直しのために編入した生徒など多様な生徒が学んでいます。また、進学や就労に向けて高等学校卒業資格の取得を目指す生徒のほか、科目履修生など自己の教養を高めようと学ぶ生徒が在籍するという特徴もあります。
- 定時制・通信制課程においては、働きながら学ぶ勤労青少年の学びの場だけでなく、生活リズムや興味・関心など生徒一人ひとりのスタイルに合った学びの場となっており、近年では、日本語指導が必要な生徒や多人数集団での学びに馴染めないなど少人数指導が必要な生徒等、教育上の支援が必要な生徒も増加傾向にあります。

[今後の方向性] ※上記の課題を踏まえ、今後の予算編成を通じて以下のようないくつかの取組を検討

- 生徒の興味・関心や能力、適性など、一人ひとりの成長の過程に寄り添うとともに、多様な学習形態へのニーズに対応したきめ細かな学びを推進し、社会での自立に必要となる一般的教養や専門的な知識及び技能を身に付けた、地域や社会の担い手を育成
- 学び直しに寄与する基礎的な科目の一層の充実や、学びに向かう意欲を喚起する魅力ある教育内容、日々の教育相談や将来を見通した進路指導など、多様な教育機会を提供
- 日本語指導や少人数指導など、きめ細かな指導や支援を行うために必要な体制や環境を整備

### 3 地域との協働による学びの充実

#### (1) 地域との連携・協働の推進

##### [現状と課題]

- 地域や学校と良好な関係をつくりながら地域学校協働活動を円滑かつ効果的にコーディネートする地域学校協働活動推進員や、コーディネート機能を有する公民館等が大変重要な存在となっています。
- 教職員、保護者、市町村、大学、地元企業、地域住民など多様な主体が参画して、魅力ある高校づくりに取り組む協働体制である高校魅力化コンソーシアムが、全ての県立高校に構築されましたが、その活動内容がよりよい教育活動とよりよい地域を創ることにつながるよう、さらに活動の充実を図る必要があります。
- 高校と地域住民や地元企業などをつなぐ人材は、高校における探究的な学びの質の向上を図る上で、重要なものとなっています。

##### [今後の方向性] ※上記の課題を踏まえ、今後の予算編成を通じて以下のような取組を検討

- 学校運営協議会で議論されたを目指す子どもの姿や地域の姿が地域学校協働活動で具現化されるよう、地域総掛かりで子どもの成長を支える活動を支援
- コーディネート機能の充実を図るため、コーディネーター等の更なる人材育成に向けた研修などを市町村等と連携して実施
- 高校魅力化コンソーシアムの活動が、各高校や地域の特色を生かした生徒の学びの充実や地域の活性化につながるよう、伴走を通じて支援

## (2) 地域を担う人づくり

### [現状と課題]

- 地域の活性化を図るためにには、関係人口などを含め地域に関わる様々な人々が課題を共有し、協働することが必要であり、地域の人々には、多様性を受け入れてお互いを認め合い、よりよい関係をつくることが求められます。
- 子どもや若者が地域社会の一員として活躍することに期待が高まっていますが、子どもが地域で活動する機会や、就職や進学を機に県外へ出た若者が地元に関わり、貢献できるきっかけや場はできつつあるものの、その範囲は限定的となっています。
- 公民館等を核として地域づくりを担う、リーダーの人材確保や育成が十分でないことや、主体的に地域づくりに向かう地域住民が高齢化、固定化している状況があります。
- 県内の産業は、人口減少に伴う市場の縮小や働き手の不足、エネルギー・原材料価格の高騰などの厳しい経営環境にあるため、生産性向上と競争力強化等につながる先進的な知識・技術・技能をもつ、地域や産業界を支える人材の育成が求められています。

### [今後の方向性] ※上記の課題を踏まえ、今後の予算編成を通じて以下のような取組を検討

- 地域づくりを推進するためのネットワークの構築や学びの場の創出に取り組むことができる、地域のリーダーとなる人づくりを促進
- 公民館等が実施する、子どもや若者が主体的に地域活動に参画し、地域とつながり続けることができる取組を支援
- 人づくりの拠点となる公民館等の機能強化や活動の充実を推進
- 小学校、中学校では、ふるさと教育等を通して地域への愛着や誇り、貢献意欲を育むとともに、教科等の学びを深め、子どもたちの実行力を育成  
高等学校では、大学や企業と連携した探究的な学びや、将来を見据えたキャリア教育を行うことにより、地域や産業界を支える人材育成を推進

### (3) 社会教育における学びの充実

#### [現状と課題]

- 人口減少や高齢化など多様な課題が顕在化する中、地域社会においては住民主体でこれらの課題や変化に対応することが求められています。
- 住民主体の取組を進めるためには、「人づくり・つながりづくり・地域づくり」が重要であり、取組を牽引するコーディネート能力、ファシリテート能力、マネジメント能力などを有した社会教育の専門的人材が必要となります。
- 高等教育機関等と連携して社会教育主事講習を開催し、社会教育士を養成するための機会を確保していますが、受講者の増加には繋がっていません。また、社会教育士の活動内容や専門性が理解されておらず、有資格者同士の交流や実践の共有が限定的となっています。
- 公民館等を拠点とした地域住民による活動に関わる子どもが増え、それを支える体制や環境を整える地域も見られますが、その取組には地域差があります。
- デジタル社会における差別など、新たな人権課題も起こっており、安心して暮らせる社会の実現のために、一人ひとりの人権意識をさらに高めていく必要があります。

#### [今後の方向性] ※上記の課題を踏まえ、今後の予算編成を通じて以下のような取組を検討

- 社会教育士の活動内容や成果についての理解促進を図るため、高等教育機関等と連携した情報発信と、社会教育士の知識・技術の向上やネットワーク構築を行うことにより地域課題解決に取り組む社会教育士等を養成・育成
- 社会教育研修センター等において、地域における住民の学びや実践活動を支援する指導者を育成、社会教育の振興や生涯学習の推進を図る市町村等を支援、情報提供や相談対応等の取組を推進
- 地域住民が主体的に地域課題の解決に向かえるよう、公民館等を拠点とした活動を通したつながりづくりや人づくりの取組を行う市町村を支援するとともに、取組の成果等を情報提供

#### (4) 家庭教育支援の推進

##### [現状と課題]

- 家庭教育は、基本的な生活習慣、人に対する信頼感、豊かな情操、他者への思いやりや善惡の判断などの基本的倫理観などを子どもたちが身に付ける上で重要な役割を担っています。また、人生を自ら切り拓いていく上で重要な職業観、人生観なども家庭教育の基礎の上に培われるものです。
- 核家族化や少子化、都市部への人口流出等により、地域社会のつながりが希薄になり、親が身近な人から子育てを学ぶ機会が減ったり、子育ての悩みなど気軽に相談できる人がそばにいないといったような、親や家庭を取り巻く状況は依然として厳しく、よりよい家庭教育が各家庭で行われるための支援が必要です。
- 本県では、家庭教育を支援するツールのひとつとして、親としての役割や子どもとの関わり方についての気づきを促す「親学プログラム」、わが子だけでなく、“ よその子・よその親・学校・地域等との関係性” も考える「親学プログラム2」を作成し、参加型研修等により県内全域でその普及に努めてきましたが、研修の受講に留まり、次の学びや活動に活かされていないことが課題となっています。

[今後の方向性] ※上記の課題を踏まえ、今後の予算編成を通じて以下のような取組を検討

- 幼児教育施設、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等や P T A 等と連携しながら、「親学プログラム」、「親学プログラム2」を活用した家庭教育支援を実施
- 市町村や社会教育施設と連携しながら、親子での参加型行事やボランティア活動、体験活動等のプログラムを展開
- 「親学プログラム」を進行する親学ファシリテーターや、保護者に関わる活動に参加してきた地域住民が「親学プログラム」にとどまらず、新たな活動に向かうことができるよう、市町村の取組に対して支援するとともに好事例を情報提供

## (5) 体験活動の充実

### [現状と課題]

- 子どもたちの好奇心や規範意識の高まり、コミュニケーション力等の形成のためには、自然体験や異年齢の友だちとの遊び、地域活動等の体験が重要です。
- 生活環境の変化や家族形態の多様化などにより、子どもたちが置かれている状況は様々であり、体験活動の機会が得られずに、その個性や能力を十分に伸ばすことができない状況も考えられることから、すべての子どもたちが学びを深めることができる環境づくりが求められています。
- 様々な体験を重ねていくことは、子どもたちが地域社会とのつながりを深めるとともに自己肯定感を高めます。こうした体験は、探究的な学びに活かされ、子どもたちが社会の中で自立していくための力につながります。

### [今後の方向性] ※上記の課題を踏まえ、今後の予算編成を通じて以下のような取組を検討

- 県立青少年の家や県立少年自然の家において、幼児期から発達の段階に応じた多様な自然体験活動や集団宿泊体験の充実を図るとともに、実施方法や周知を工夫し、すべての子どもたちが体験活動を経験する機会を確保
- 子どもたちにとって身近な場所で体験活動ができるよう、公民館や関係団体等に対し、スキルアップや体験プログラムの実施・助言指導等を実施

## 4 教育の基盤となる環境の整備と充実

### (1) 学びを支える指導体制の充実

#### [現状と課題]

- 近年、公立学校の教員配置において年度当初から欠員が生じる状況が起きており、教員採用試験の受験者数も減少しています。その根本的な原因は教員志望者数の減少であると考えられます。
- 学校と保護者の信頼関係のもと、子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな指導を行うことにより、基礎学力の定着や、個性や能力を活かした教育の充実を図る必要があります。
- いわゆる「小1プロブレム」や「中1ギャップ」など環境が大きく変化する学年段階の子どもたちに対して、きめ細かく支援する必要があります。
- いじめや不登校等、不安や悩みを誰にも相談できずにいる子どもたちに対しては、周囲の大人が子どもたちのSOSを受け止め、組織的な対応を行ったり、関係機関等と積極的に連携して対応したりするなど、きめ細かな対応が必要です。

#### [今後の方向性] ※上記の課題を踏まえ、今後の予算編成を通じて以下のような取組を検討

- 教員の人材確保に向け、高校生を対象に教職の魅力を伝える「教員志望セミナー」の開催や、大学1、2年生を対象とした学校体験・実習の実施等、志望者の裾野拡大の取組を推進
- 教員が子どもたち一人ひとりの状況を丁寧に把握し、組織的にきめ細かな指導が実現できるよう、非常勤講師やサポート人材を配置
- 一人ひとりに応じたきめ細かな指導と、いわゆる「小1プロブレム」や「中1ギャップ」に対して、少人数学級編制や非常勤講師の配置等により学習指導と生活指導の両面における支援を実施
- 学校内でのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門家の効果的な活用による組織的な支援体制を整備

## (2) 教職員の人材育成

### [現状と課題]

- 教職員には、探究心を持って新しい知識・技能を学び続け、子どもたちの主体的な学びを支援する指導力や、複雑化・多様化する様々な教育課題に対応できる専門性を高めることが求められています。
- 学校を取り巻く課題が複雑化・多様化する状況において、個々の教職員の指導力を高めていくだけでなく、多様な専門性をもつ人材と効果的に連携・協力し、チームの一員として組織的・協働的に対応する力が一層必要となっています。そのためには、管理職だけでなく、全ての教職員が学校マネジメントを理解し、その重要性を意識しながら教育を実践していく必要があります。
- 本県では、どの校種においてもミドルリーダーとしての経験を有する中堅層の教員（40歳前後）が少なく、経験豊富で知見があるベテラン層の教員（50歳以上）が多いなど、教育職員の年齢構成に偏りがあります。このため、若手を指導できる力量を持った中堅層を育成するとともに、ベテラン層の中から、学校の運営・指導体制の構築に積極的に参画する教員を育成することが大きな課題となっています。

[今後の方向性] ※上記の課題を踏まえ、今後の予算編成を通じて以下のような取組を検討

- 全ての教職員に対し、「島根県公立学校教育職員人材育成基本方針」（令和6年4月改定）や「島根県公立小・中・義務教育学校事務職員人材育成基本方針」（令和6年2月改定）の周知を図るとともに、キャリアステージごとに育成すべき姿を示した育成指標をもとに、採用段階から系統的かつ一貫性のある人材育成を推進
- 教職員が探究心を持って学び続け、子どもたちの主体的な学びを支援する指導力や様々な教育課題に対応できる専門性を高めることができるよう、教職員研修の内容や研修方法を工夫・改善
- 「学校管理職等育成プログラム」（令和6年3月改定）を踏まえた、学校マネジメントを中心とした研修の実施による管理職の育成

### (3) 働き方改革の推進

#### [現状と課題]

- 社会の変化に伴い学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、教職員の業務負担の軽減を図り、子どもと向き合う時間を確保し、質の高い学校教育を持続発展させるため、平成31年3月に「教職員の働き方改革プラン」を策定しました。
- 具体的には、業務改善事例集や各学校の取組事例の広報、働き方改革リーダー教員の養成、多様な働き方に向けた実践研究など、意識改革や業務改善に向けた研修等に取り組むとともに、スクール・サポート・スタッフ、スクールロイヤー等の外部人材の活用や、環境整備等の外部委託を推進しています。
- 本県の教職員の状況は以下のとおりであり、「教職員の働き方改革プラン」で掲げる3つの数値目標（※）は未達成です。
  - ・ 時間外勤務の平均が月34.6時間、年間415時間（令和5年度）
  - ・ 年次有給休暇の取得状況が12.4日、年5日取得は92.4%（令和4年）
  - ・ ワーク・ライフ・バランスがとれていると感じる教職員の割合58.8%（令和5年度）
- ※ 働き方改革の数値目標
  - (1) 時間外勤務の上限　　月45時間以内（年360時間以内）
  - (2) 年次有給休暇の取得日数　　全教職員が年5日以上、全校種平均13日以上
  - (3) ワーク・ライフ・バランスがとれていると感じる教職員の割合　　90%以上
- 教職員の働き方改革についての理解と協力を求めるため、令和5年12月に県教育長と全ての市町村教育長が保護者や地域住民をはじめ広く県民に対して、職員の働き方改革「共同メッセージ」を発出しました。

#### [今後の方向性]　※上記の課題を踏まえ、今後の予算編成を通じて以下のような取組を検討

- 個々の学校の実態をきめ細かに把握するとともに、教員にしかできない業務、教員でなくてもできる業務の精査など、学校が担う業務の適正化や平準化の取組を推進
- 外部サポート人材の更なる活用に取り組むとともに、時差出勤による勤務時間の割振りの検討、年次有給休暇や男性の育児休業等の取得促進など多様な働き方を推進
- 教職員が子どもたちと向き合う時間を十分確保するとともに、日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、人間性を高め、子どもたちに必要な総合的な指導を持続的に行うことができるよう、学校、家庭、地域及び教育委員会が一体となった様々な取組を推進

#### (4) 学校危機管理体制の充実

##### [現状と課題]

- 地震、豪雨などの自然災害、記録的な猛暑による熱中症などの厳しい気象条件による被害、また、集団で歩道を歩行中の交通事故といった子どもたちの安全を脅かす事件・事故などの危機管理事案が全国で発生しています。
- 学校において、自然災害や事故などの様々な危機に対して適切かつ迅速な対応ができるよう、「学校危機管理の手引」を随時改訂し、学校へ周知しています。また、学校においても、この手引を踏まえた「危機管理マニュアル」を作成し、緊急時の連絡体制強化のほか、迅速な連絡手段を確保するなど、学校での危機管理体制の整備に取り組んでいます。
- 学校においては、危機管理マニュアルに基づいて、事故発生の未然防止に努めるほか、事故等が発生した場合は迅速かつ適切な対応を図るとともに、事故等を教訓とした再発防止に向けた取組が必要です。
- 大きな事件、事故、災害等により、児童生徒や教職員に強いストレスによる心の健康問題が生じることがあるため、日頃からきめ細かな健康観察を実施し、事故等が発生した場合には、学校と家庭が連携しながら、心身の健康状態の変化を的確に把握できるようにしておく必要があります。

[今後の方向性] ※上記の課題を踏まえ、今後の予算編成を通じて以下のような取組を検討

- 様々な危機管理事案が発生することを想定した「学校危機管理の手引」の点検や見直し、外部の専門家を招いての実地訓練の実施、警察や消防、医療機関などの関係機関と連携することによる危機管理体制の充実
- 通学路等における、学校・警察・地域等との連携による危険箇所の把握や、交通安全の取組の推進
- 日頃から相談しやすい体制づくりに努めるとともに、必要に応じてスクールカウンセラー等の専門家と連携しながら児童生徒や教職員の心のケアを実施

## (5) 学校施設の環境改善の推進

### [現状と課題]

- 建築後 30 年以上経過した学校施設が増えてきたことによる老朽化対策等に加えて、トイレ洋式化やエアコン設置などの環境改善が必要となっています。また、照明器具のLED化など、脱炭素化社会の実現に貢献する環境に配慮した施設整備を推進していく必要があります。
- 小中学校では、統廃合の検討などのために校舎等の耐震化工事に着手できず、管内の学校の耐震化率が 100%に達していない市町村があります。
- 在籍者数が増加する特別支援学校の教室不足・狭隘化への対応や、多様化する生徒の特性等に対応した施設整備を進めていく必要があります。
- 江津地域の子どもたちにとって望ましい教育環境を将来にわたって維持できるよう、令和 10 年度を目指として県立高校を新たに設置することとしています。

### [今後の方向性] ※上記の課題を踏まえ、今後の予算編成を通じて以下のような取組を検討

- 小中学校において、耐震化などの防災対策や特別教室等へのエアコン設置などの必要な整備が推進されるよう、補助要件の緩和等の財政支援の充実について、国への要望を行うなど市町村の取組を支援
- 県立学校において、老朽化した施設の改修に加え、特別教室等へのエアコン設置やトイレ洋式化、照明器具のLED化などの環境改善を、優先度を判断しながら計画的に実施
- 浜田養護学校について、児童生徒数の増加に伴う教室不足や校舎の老朽化、狭隘化の解消に向けた施設整備を検討
- 江津地域の県立高校の設置に向け、新設校開校準備委員会における議論等を踏まえた施設整備を検討

## (6) 部活動の地域連携・地域移行

### [現状と課題]

- 部活動は、顧問の指導の下、学校教育の一環として行われ、体力や技術等の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や、生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図り、学びに向かう意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなどの教育的意義を有しています。
- ほとんどの地域が中山間地域や離島である本県では、少子化による部員数の減少により学校単独での大会参加が困難なことや、教員の負担、指導者の確保など多くの課題があります。これまででは、教員の献身的な勤務のもとで部活動の指導や運営が行われてきましたが、教員の実務的・精神的負担は大きく、部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなってきています。
- 国から「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月）が示され、令和5年度から令和7年度までの3年間を「改革推進期間」として、公立中学校の部活動の段階的な地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現（環境整備）を目指すこととされるなど、部活動を取り巻く環境は大きく変化しています。

### [今後の方向性] ※上記の課題を踏まえ、今後の予算編成を通じて以下のような取組を検討

- 将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保するとともに、部活動における教員の負担を軽減するために地域人材の活用を進め、「部活動指導員」、「地域連携指導員」、「地域指導者」を県立学校へ配置し、公立中学校に配置する市町村を支援
- 本県の「公立中学校における部活動の地域連携・地域移行に係る方針」（令和7年3月策定予定）に基づいて、具体的な検討や取組を実施する市町村を支援

## (7) 図書館サービスの充実

### [現状と課題]

- 県立図書館には、従来からの資料の貸出しやレファレンス等の読書支援、調査・研究支援に加えて、様々な地域の課題解決に役立つ情報提供など、多様化する県民ニーズに対応する情報の拠点となることが求められています。
- 現在では、県内すべての市町村に図書館等が整備されていますが、蔵書数などは市町村によって差があるため、県立図書館には市町村立図書館等への図書の相互貸借や図書館職員の人材育成などの役割が求められています。

[今後の方向性] ※上記の課題を踏まえ、今後の予算編成を通じて以下のような取組を検討

- 市町村立図書館等と連携し、多様化する県民ニーズに対応した情報提供により、地域や住民が抱える様々な課題を解決するための支援の充実や、知的財産の拠点として調査・研究を支援
- 身近な場所で多くの図書に触れることができるよう、市町村立図書館等の図書の貸出支援や、図書館職員の人材育成支援などによる読書環境の整備を推進
- 読書ボランティアと連携した乳幼児期から本に親しむ環境づくりや、バリアフリー図書の整備等により、県民の読書の機会を充実

## (8) 文化財の保存・継承と活用

### [現状と課題]

- 本県には、荒神谷遺跡や加茂岩倉遺跡の青銅器群をはじめ、全国で唯一完本として伝わる「出雲国風土記」や出雲大社、松江城、石見銀山などの世界に誇りうる歴史文化遺産が数多くあり、その価値や魅力を、広く情報発信することが必要です。
- 歴史文化遺産を次世代に継承していくための保存修理や技術の伝承、後継者の育成とともに、それらを活用し学びを深め、県民の郷土に対する愛着と誇りの醸成を図ることが必要です。

[今後の方向性] ※上記の課題を踏まえ、今後の予算編成を通じて以下のような取組を検討

- 歴史・文化への興味・関心や学びに向かう意欲が高まるよう、体系的な調査研究を進め、その成果を展覧会や県内外での講演会開催・オンライン配信などにより発信
- 文化財の指定等により保護を図り、所有者等による保存修理や伝統文化の継承活動を支援するとともに、地域の文化財の価値を分かりやすく伝えることにより、学校での学びや地域住民による利活用を促進
- 令和9年に発見500年・世界遺産登録20周年を迎える石見銀山について、大田市等と連携した魅力化や持続化の取組を推進

## (9) 私立学校への支援（総務部総務課）

### [現状と課題]

- 建学の精神と独自の教育方針の下、公教育の一翼を担う私立学校の教育環境・教育水準の維持向上や、私立学校ならではの特色ある教育活動を展開するため、私立学校に対する支援が必要です。
- 少子化の影響により、多くの学校において入学生の確保が課題となっていきます。
- 子どもたちの修学の継続や、教育環境・教育水準の維持向上には、保護者負担の軽減のための支援が必要です。

### [今後の方向性] ※上記の課題を踏まえ、今後の予算編成を通じて以下のような取組を検討

- 私立学校に対して、子どもたちに対する教育環境・教育水準の維持向上などのための経常費助成などを支援
- 私立高等学校や専修学校の経営健全化を確保するために、学校自らが行う魅力的な教育環境の整備や生徒確保の取組に対して支援
- 私立高等学校等に在籍する生徒の保護者負担を軽減するための取組に対して支援

(諮問文)

島教総第959号

島根県総合教育審議会

会長 肥後 功一 様

島根県教育の一層の振興を図るため、今後を見通した島根県の教育の在り方について、別紙の理由を添えて諮問します。

令和6年3月18日

島根県教育委員会

(諮問理由)

島根県教育委員会は、令和2年3月に、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「しまね教育魅力化ビジョン」を策定し、この中で示した島根県の教育が目指すべき姿に基づいて、本県の教育を推進してきました。

「ふるさと島根を学びの原点に 未来にはばたく 心豊かな人づくり」という基本理念には、ふるさと教育などを通して、島根での学びを自らの原点に持ち、県内に留まり島根の未来を創る人や、どこに住んでいても、地域の人々と関わりを持って、地域の発展を支えていく心豊かな人を育てたいとの想いを込めています。

国においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、度重なる自然災害、国際情勢の不安定化、人口減少、少子・高齢化など、将来の予測が困難な時代に対応していくため、また、個人のみならず、地域や社会も幸せや豊かさを感じられる未来となるよう、「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」の2つをコンセプトとした、第4期教育振興基本計画が昨年6月に閣議決定されました。

さらに、昨年12月には、こども基本法に基づく「こども大綱」が閣議決定され、全ての子ども・若者が自立した個人としてひとしく健やかに成長でき、将来にわたって幸せな生活を送ることができる社会を目指すこととされたところです。

本県においても、いじめや不登校、特別な支援が必要な児童生徒の増加、基礎学力の低下、大量退職などに伴う教員不足など、教育を取り巻く環境は大きく変化するとともに、課題が複雑化しています。

こうした中、本県教育の基本理念や施策の方向性を次期計画にまとめ、引き続き、学校・家庭・地域・行政が連携し、県民が一体となって本県の教育を進めていくことが重要と考えています。

そのため、次期計画の根幹をなす今後を見通した本県教育の在り方について、ご提示をお願いします。

(答申文)

島根県教育委員会様

今後を見通した島根県の教育の在り方について（答申）

本審議会は、令和6年3月18日付けで、島根県教育委員会から今後を見通した島根県の教育の在り方について諮問されました。

慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論を得ましたので、ここに答申します。

令和6年9月20日

島根県総合教育審議会  
会長 肥後 功一

国連は2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標として、17のゴール・169のターゲットからなる取組（SDGs）を掲げ、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓い、人類の平和と協調を推進しようとしている。わが国も含め、加盟各国が努力を続けているところであるが、その一方、前回、島根県総合教育審議会が現行の教育ビジョン策定のために答申を出して（2020年1月）以降、世界ではいくつもの紛争や対立が生じ、その長期化も懸念されている。またこの5年間には、新型コロナウィルスのパンデミック、世界各地における大規模な森林火災や洪水など地球温暖化の深刻化を示す現象の増加など、われわれは地球規模で進行する厄災を経験し、まさに未知の課題に直面する中で国を超えた人類としての叡智が試されている。また高度な性能を備えたロボットや人工知能の開発、無線操縦で飛行する小型無人機（ドローン）の実用化、治療法のなかつた病気に対する新薬の開発、ChatGPTなどの生成AIの登場と日常化、無人運転車や空飛ぶ車の開発など、各分野の技術革新も著しく、これから時代を生きていく子どもたちの仕事を想像することさえ難しいような状況が生じている。

こうした奔流の中に子どもは生まれ、あっという間の教育期間を過ごし、そして18年後には成人として未来の社会を担うこととなる。もちろん人生100年時代といわれる長寿社会においては、教育期間も長期化し、生涯学び続ける力が求められることになろう。しかしそれでもやはり、幼児教育に始まり初等・中等教育へと続く人格形成期の学校教育の時代が、子どものその後の人生にとって、特別な意味を伴って重要であることに変わりはない。

島根県総合教育審議会（以下、審議会という）は、令和6年3月18日付で島根県教育委員会より、今後を見通した島根県の教育の在り方について諮問を受け、以来、上述のような現在、近未来の教育の動向や、島根県が進めてきた教育の特質を踏まえ、6回に及ぶ議論を重ねてきた。この答申においては審議の結果を総括し、3つの基本目標（及び、学校の姿）、3つの育成したい資質・能力（及び、大切にしたい教育環境）を提示するとともに、新たな項目として「教職員の資質・能力が発達し發揮される環境の整備」を設け、今後およそ5年を目途として島根県の教育がめざすべき姿を示した。

本答申が次期しまね教育ビジョンの策定に役立てられることを願う。

## 島根県総合教育審議会委員名簿

任期：令和5年8月9日～令和7年8月8日

氏 名	職 業 等	備 考
宇谷 留美	元 出雲養護学校 P T A会長	
大野 貴代美	島根県高等学校 P T A連合会 副会長	
小川 静香	元 日の丸保育所所長	
香川 奈緒美	島根大学 教育学部 准教授	
川中 淳子	島根県立大学 人間文化学部 教授	副会長
坂手 洋介	島根県 P T A連合会 会長	
谷本 祐一郎	株式会社ベネッセコーポレーション 教育情報センター センター長	
野津 浩一	隠岐の島町教育委員会教育長	
肥後 功一	島根大学 名誉教授	会長
前田 幸二	島根日日新聞松江支局 論説委員	

(敬称略、五十音順)

## 島根県総合教育審議会における審議等の経過概要

開催日	会議の主な内容
令和6年3月18日	<p>1 「今後を見通した島根県の教育の在り方について」を諮問      2 現行ビジョンの概要と主な施策の成果等      3 島根県の教育における令和6年度の主な取組      4 諮問事項に係る意見交換</p>
5月13日	県教育委員会が取り組んでいる教育の姿を議論
6月11日	<p>1 関係者からの意見聴取</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島根県社会教育委員 大地本 由佳 氏</li> <li>・ 島根県臨床心理士・公認心理師協会会长 和田 葉子 氏</li> <li>・ 島根県社会福祉士会理事（副会長） 太田 桂子 氏</li> <li>・ 島根県放課後児童支援スーパーバイザー 江角 千絵 氏</li> </ul> <p>2 答申に関する意見交換</p>
7月8日	<p>1 関係者からの意見聴取</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島根県市町村教育委員会連合会会長 杉谷 学 氏（出雲市教育委員会教育長）</li> <li>・ 島根県都市教育長会会长 藤原 亮彦 氏（松江市教育委員会教育長）</li> <li>・ 島根県町村教育長会会长 宇山 廣繁 氏（川本町教育委員会教育長）</li> <li>・ 島根県都市教育長会副会長 岡田 泰宏 氏（浜田市教育委員会教育長）</li> </ul> <p>2 答申に盛り込む項目の検討</p>
8月8日	答申(案)の審議
9月17日	答申の審議
9月20日	「今後を見通した島根県の教育の在り方について」答申

令和6年度優秀指導者表彰の受賞者について

1 表彰の目的

教育・スポーツ・文化活動で顕著な業績をあげた公立学校の教職員を表彰することで、教職員の意欲の高揚に資する目的である。（令和4年4月施行）

2 表彰対象者

全国規模の大会において3位以上の成績を収めた、公立学校に在籍する児童生徒を指導する教職員。※全国規模に準ずる大会と教育長が認める場合も含む

3 受賞者について

11月1日時点で、計9名を表彰。

(1) 表敬訪問時に表彰（2名）

氏名	所属・職名	大会等の名称	成績
あおき 青木 綾	島根県立松江南高等学校 講師	第48回全国高等学校総合文化祭 放送部門 朗読部門	優秀賞
いしむら 石村 武史	島根県立浜田高等学校 実習主任	第71回NHK杯全国高校放送コンテスト 創作テレビドラマ部門	優秀賞

(2) 「しまね教育の日」式典時に表彰（7名）

氏名	所属・職名	大会等の名称	成績
いしはら 石原 起人	島根県立出雲農林高等学校 実習助手	令和6年度全国高等学校総合体育大会 カヌー競技大会 カヌースプリント 男子カナディアンフォア 500m	1位
いとう 伊藤 直登	島根県立横田高等学校 教諭	令和6年度全国高等学校総合体育大会 ホッケー競技大会 ホッケー競技男子	1位
うさみ 宇佐美 朝士	島根県立出雲高等学校 教諭	令和6年度全国高等学校総合体育大会 弓道競技大会 弓道競技 女子団体	1位
かし 岸 達也	出雲市立河南中学校 教諭	令和6年度全国中学校体育大会 陸上競技選手権大会 男子4×100m	2位
たかはし 高橋 拓	島根県立平田高等学校 教諭	令和6年度全国高等学校総合体育大会 柔道競技大会 女子63kg級	2位
はなだ 花田 修司	奥出雲町立仁多中学校 教諭	JOCジュニアオリンピックカップ 第54回全日本中学生ホッケー選手権大会 男子	3位
ほつた 堀田 育子	島根県立島根中央高等学校 教諭	令和6年度全国高等学校総合体育大会 カヌー競技大会 カヌースプリント 男子カヤックフォア 200m・500m	1位

(注) 上記の掲載順は、五十音順による。

令和7年度（令和6年度実施）  
島根県公立学校教員採用候補者「特別選考試験（第2回）」の結果について

1 試験の目的

30～40歳代の中堅層の不足等を踏まえ、即戦力となる人材を早期に確保するため。

2 出願資格

次の(1)又は(2)のいずれかで、出願する校種・職種の教員免許状を所有している者

- (1) 島根県外の国公私立学校で正規教員として3年以上勤務している者（現職に限る）  
(2) 過去10年以内に、島根県内外の国公私立学校で正規教員として3年以上勤務していた者

3 選考試験

- (1) 試験内容、試験日及び会場

試験内容	試験日	会場
個人面接	令和6年10月20日（日）	松江会場：島根県教育センター 東京会場：TKP神田ビジネスセンター

- (2) 面接方法

1回40分程度の面接を2回実施

4 選考結果

- (1) 校種・職種別名簿登載者数等

区分	受験者	名簿登載者
小学校教諭	1名	1名
中学校教諭	5名	2名
高等学校教諭	1名	0名
特別支援学校教諭	1名	1名
合計	8名	4名

- (2) 出願資格別名簿登載者数

- 県外現職教員〔上記2(1)〕：3名
- 過去正規教員経験者〔上記2(2)〕：1名（県外1名）

【参考】特別選考試験（第1回：令和6年5月4日実施）の選考結果

校種	受験者	名簿登載者
小学校教諭	12名	9名
中学校教諭	7名	4名
高等学校教諭	4名	4名
特別支援学校教諭	1名	1名
合計	24名	18名

〔名簿登載者（18名）の出願資格別人数〕 県外現職教員16名、過去正規教員経験者2名

令和5年度生徒指導上の諸課題に関する状況について

【 】内は対前年度比  
全国との比較は国公私立

I 島根県の調査結果の概要

※義務教育学校前期課程は小学校、後期課程は中学校に数値を計上

1 暴力行為の発生件数（公立小学校・中学校・高等学校）

別添 資料1参照

- (1) 公立小学校・中学校・高等学校の合計は621件【▲291件】、1,000人当たりの発生件数は9.6件【▲4.4件】。

発生件数、1,000人当たりの発生件数いずれも前年度と比べ減少となっている。

県内国公私立1,000人当たりの発生件数(9.2件)は、全国平均の8.7件を上回っている。

- (2) 校種別では、小学校では383件【▲233件】、中学校では216件【▲66件】、高等学校では22件【+8件】。

2 いじめの状況等（公立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）

別添 資料2参照

- (1) 公立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の認知件数の合計は3,527件【+375件】、1,000人当たりの認知件数は53.8件【+6.2件】。

認知件数、1,000人当たりの認知件数いずれも3年連続の増加。

県内国公私立1,000人当たりの認知件数(50.9件)は、全国平均の57.9件を下回っている。

- (2) 校種別では、小学校では2,029件【+75件】、中学校では1,184件【+214件】、高等学校では257件【+58件】、特別支援学校では57件【+28件】。

### 3 小学校・中学校の長期欠席のうち不登校の状況（公立）

別添 資料3参照

- (1) 公立小学校・中学校の不登校児童生徒数の合計は2,283人【+372人】、1,000人当たりの人数は45.9人【+8.0人】。

不登校児童生徒数、1,000人当たりの人数ともに8年連続の増加。

県内国公私立1,000人当たりの人数(45.6人)は、全国平均の37.2人を上回っている。

- (2) 校種別では、小学校では974人【+186人】、中学校では1,309人【+186人】。

### 4 高等学校の長期欠席のうち不登校の状況（公立）

別添 資料4参照

- (1) 公立高等学校の不登校生徒数は307人【+14人】、1,000人当たりの人数は23.2人【+1.1人】。

不登校生徒数、1,000人当たりの人数ともに増加に転じた。

県内国公私立1,000人当たりの人数(25.4人)は、全国平均の23.5人を上回っている。

- (2) 定時制では2年連続の減少だが、全日制では4年連続で増加した。

### 5 高等学校中途退学者等の状況（公立）

別添 資料5参照

- (1) 公立高等学校の中途退学者数は98人【増減なし】。在籍者数に対する割合は0.7%【増減なし】。

中途退学者数は前年度と同数であった。

県内国公私立の在籍者数に対する割合(1.1%)は、全国平均の1.5%を下回っている。

- (2) 課程別では、全日制42人【▲2人】、定時制21人【+6人】、通信制35人【▲4人】。

## II 島根県の対応（公立学校）

島根県では生徒指導上の個別の課題に対して、以下の取組等を進めている。

### 1 暴力行為

教育活動全体を通じて、児童生徒に対し、他者を思いやり、傷つけない人に育つことを意識した日常の働きかけや校内の雰囲気づくりを推進している。

暴力行為の背景には、様々な要因がある。教職員が、それらを多面的かつ客観的に理解したうえで指導を行う必要があることを再認識できるよう、日頃から研修等を通じて伝えている。

### 2 いじめ

いじめの定義を正しく理解し、積極的な認知を通して、初期段階からいじめを見逃さないという姿勢を教職員間で共有するとともに、いじめを許さない環境づくりを推進している。

早期発見の取組として、日々の健康観察やアンケート調査、面談週間を実施するなどして、いじめの兆候を見逃さないようにするほか、校内で相談しやすい体制を整備したり、学校外の相談窓口を紹介したりするよう、学校に働きかけている。

いじめを認知した場合には、いじめを受けた児童生徒の安全確保を何よりも優先し、迅速に対応すると同時に、いじめ防止対策推進法や各校のいじめ防止基本方針に基づき、いじめを訴える児童生徒にとって、状況の改善が感じられるような支援につなげていくことを学校に求めている。

### 3 不登校

すべての児童生徒にとって、他者との絆を感じながら、安全・安心な居場所となる魅力ある学校・学級づくり、授業づくりを推進している。

教職員個人の力量に頼るのではなく、チーム学校として、個々の状況に応じた具体的な支援を展開するため、令和5年8月に「不登校支援リーフレット（教職員向け）」を作成し、県内公立学校に配布した。不登校支援やその対応について、校内の教職員研修等でのリーフレット活用の好事例を収集し、各校に情報を提供している。また、生徒指導主事研修等を通じて教職員の相談力向上を図り、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家とも連携し、多角的・多面的な児童生徒理解に基づいた教育相談体制を築くことを推進している。

また、令和6年3月に実施した「不登校に関するアンケート調査」から、不登校を経験した児童生徒の受け止めとしては、人間関係に起因するものが多い傾向があり、学校との認識に違いがあることがわかった。不登校のきっかけが、必ずしも学校の捉え方と一致していないことを学校に伝え、教職員一人ひとりの意識の変化を図り、不登校児童生徒のそれぞれの状況に応じた支援につなげていく。併せて、あらゆる機会を通じて、不登校児童生徒に関わる方に調査結果を伝え、適切な支援についての意見交換を進めている。

児童生徒の不登校の状態や背景、要因を適切にアセスメントし、教育支援センター、いわゆるフリースクールなどの関係機関を交え、児童生徒の多様な学びに向けた支援のあり方について連携を図っている。

### 4 中途退学

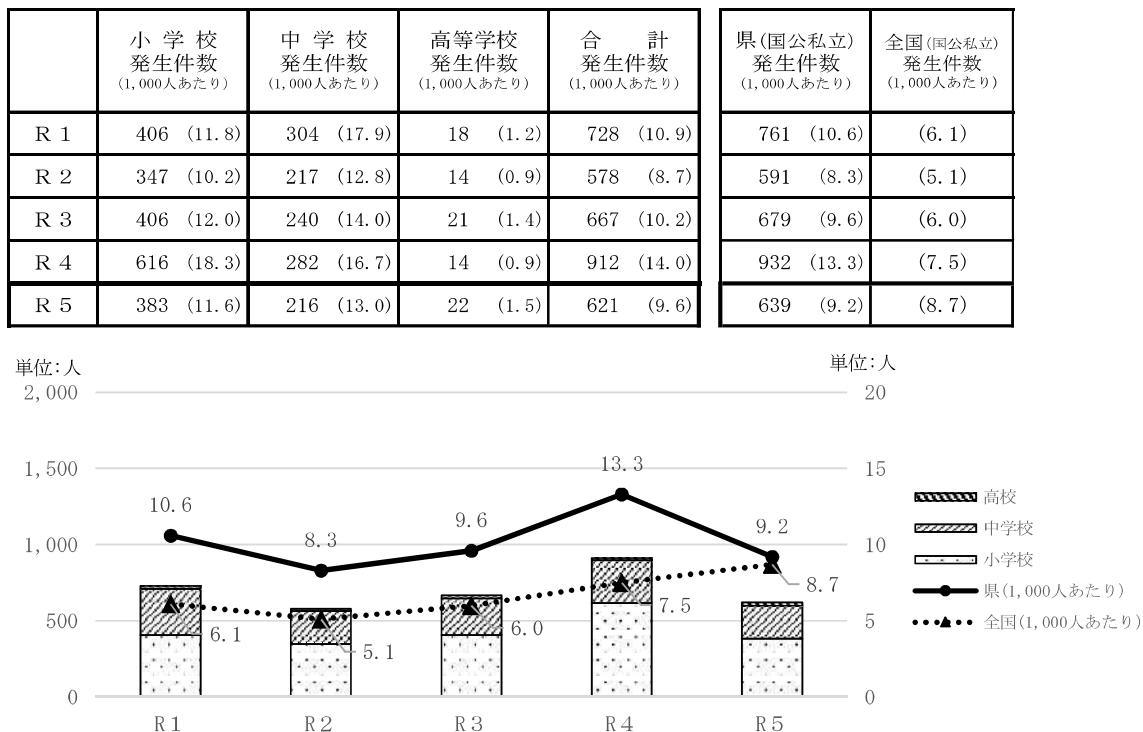
キャリア教育や進路指導等の日常的な教育活動を通じて、生徒が社会的自立に向けた資質・能力を身に付けるように働きかけている。

また、中途退学した場合のリスクとして、高校卒業の資格を前提としている多くの職業、大学や専門学校などの進路への選択肢が少なくなったり、引きこもり状態になったりする可能性もあることから、未然防止や早期に気づくことの重要性を学校に伝えている。

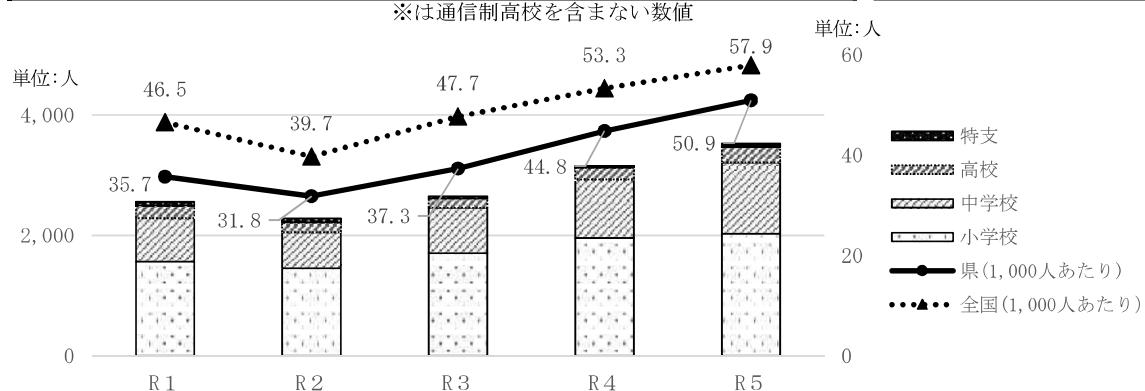
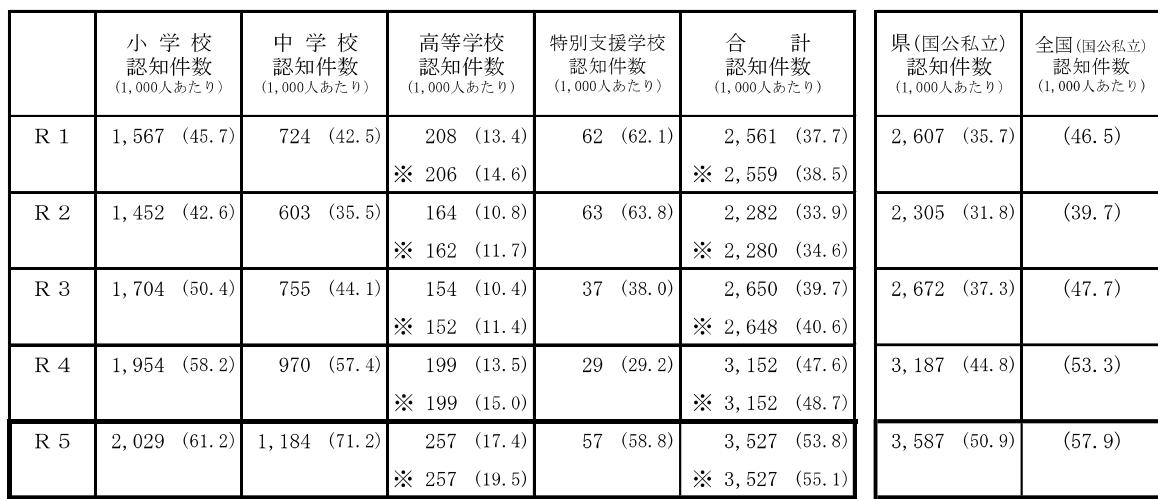
生徒の生活、学業、進路について、チーム学校として情報を共有し、具体的な対応や支援を行うことを推進している。

## 別添

資料1 暴力行為の発生件数（公立小学校・中学校・高等学校）

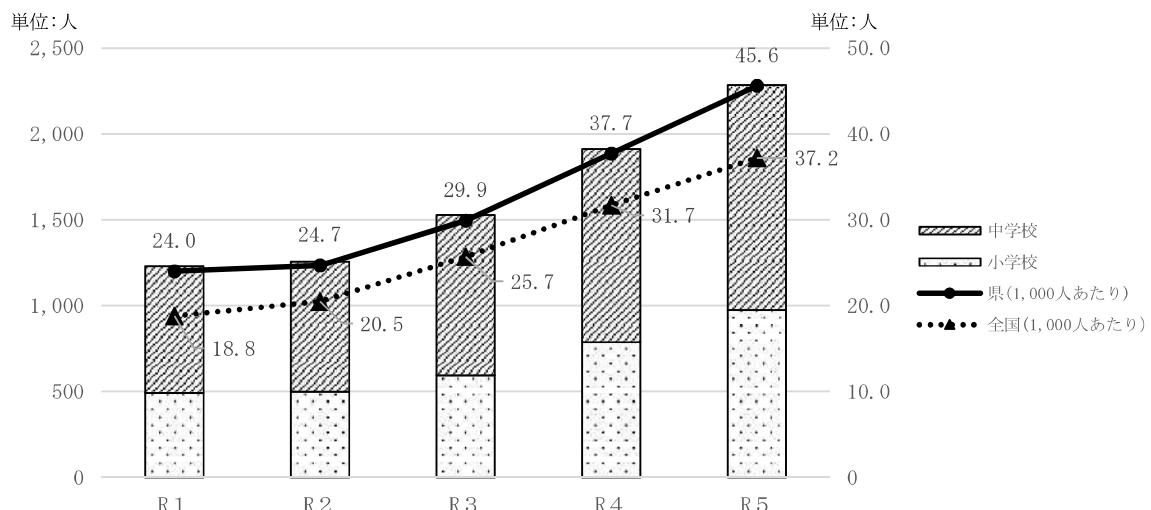


資料2 いじめの状況等（公立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）



### 資料3 小学校・中学校の長期欠席のうち不登校の状況（公立）

	小学校 不登校児童数 (1,000人あたり)	中学校 不登校生徒数 (1,000人あたり)	合 計 (1,000人あたり)	県(国公私立) 不登校児童生徒数 (1,000人あたり)	全国(国公私立) 不登校児童生徒数 (1,000人あたり)
R 1	491 (14.3)	739 (43.4)	1,230 (24.0)	1,257 (24.0)	(18.8)
R 2	498 (14.6)	759 (44.7)	1,257 (24.6)	1,283 (24.7)	(20.5)
R 3	595 (17.6)	933 (54.5)	1,528 (30.0)	1,551 (29.9)	(25.7)
R 4	788 (23.5)	1,123 (66.5)	1,911 (37.9)	1,937 (37.7)	(31.7)
R 5	974 (29.4)	1,309 (78.7)	2,283 (45.9)	2,315 (45.6)	(37.2)



#### 理由別長期欠席者数（小学校）

◆小数点第3位を四捨五入し、有効数字が小数点第2位までとなっている。

在籍者数	理由別長期欠席者数（割合）					
	病気	経済的理由	不登校	新型コロナ	その他	計
R 3	33,806	31 (0.09%)	0 (0%)	595 (1.76%)	18 (0.05%)	84 (0.25%) 728 (2.15%)
R 4	33,573	58 (0.17%)	0 (0%)	788 (2.35%)	54 (0.16%)	148 (0.44%) 1,048 (3.12%)
R 5	33,140	66 (0.20%)	1 ◆(0.00%)	974 (2.94%)	—	75 (0.23%) 1,116 (3.37%)

※R 2～R 4：「長期欠席者」には、「欠席日数」と「出席停止・忌引き等の日数」の合計が30日以上の児童を計上し、「新型コロナウイルスの感染回避」を追加

※R 5～：「新型コロナウイルスの感染回避」を削除

#### 理由別長期欠席者数（中学校）

在籍者数	理由別長期欠席者数（割合）					
	病気	経済的理由	不登校	新型コロナ	その他	計
R 3	17,104	96 (0.56%)	0 (0%)	933 (5.45%)	17 (0.10%)	67 (0.39%) 1,113 (6.51%)
R 4	16,886	83 (0.49%)	0 (0%)	1,123 (6.65%)	55 (0.33%)	83 (0.49%) 1,344 (7.96%)
R 5	16,640	82 (0.49%)	0 (0%)	1,309 (7.87%)	—	16 (0.10%) 1,407 (8.46%)

※R 2～R 4：「長期欠席者」には、「欠席日数」と「出席停止・忌引き等の日数」の合計が30日以上の生徒を計上し、「新型コロナウイルスの感染回避」を追加

※R 5～：「新型コロナウイルスの感染回避」を削除

## 不登校児童生徒の欠席期間別実人数（公立小学校・中学校）

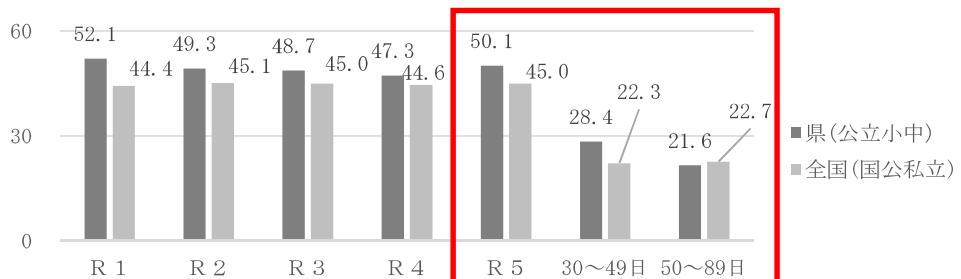
◆構成比の割合は小数点第2位を四捨五入しているため、(1)-1と(1)-2の構成比の合計と(1)の構成比は合わない。

年度	種別	(1) 欠席日数30～89日				構成比 (%)	(2) 欠席日数90日以上で出席日数11日以上	構成比 (%)	(3) 欠席日数90日以上で出席日数1～10日	構成比 (%)	(4) 欠席日数90日以上で出席0日	構成比 (%)	不登校児童生徒数	
		(1)-1 欠席日数30～49日	構成比 (%)	(1)-2 欠席日数50～89日	構成比 (%)									
R 1	県	—	—	—	—	641	52.1	482	39.2	67	5.4	40	3.3	1,230
	全国	—	—	—	—	80,415	44.4	78,571	43.3	14,928	8.2	7,358	4.1	181,272
R 2	県	—	—	—	—	620	49.3	476	37.9	106	8.4	55	4.4	1,257
	全国	—	—	—	—	88,356	45.1	82,203	41.9	17,307	8.8	8,261	4.2	196,127
R 3	県	—	—	—	—	744	48.7	620	40.6	110	7.2	54	3.5	1,528
	全国	—	—	—	—	110,285	45.0	106,922	43.7	19,187	7.8	8,546	3.5	244,940
R 4	県	—	—	—	—	903	47.3	795	41.6	144	7.5	69	3.6	1,911
	全国	—	—	—	—	133,379	44.6	133,702	44.7	22,353	7.5	9,614	3.2	299,048
R 5	県	649	28.4	494	21.6	1,143	◆50.1	928	40.6	139	6.1	73	3.2	2,283
	全国	77,426	22.3	78,664	22.7	156,090	45.0	154,124	44.5	25,537	7.4	10,731	3.1	346,482

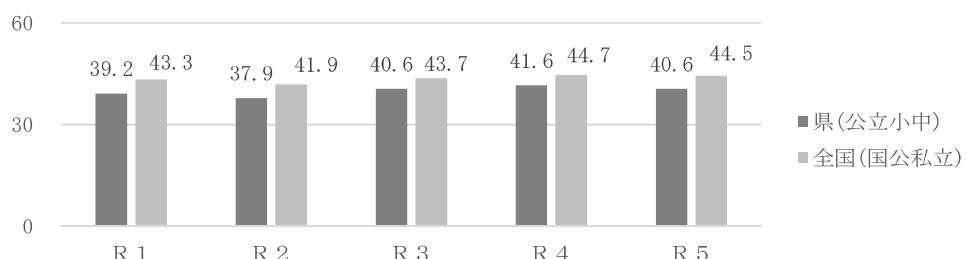
※令和5年度調査から、欠席日数50日以上の項目が追加

注：全国の数値は、国公私立小学校・中学校の合計

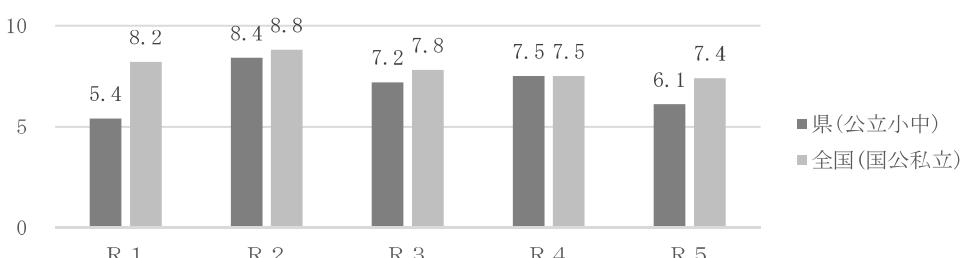
(1)不登校児童生徒のうち欠席日数30～89日の者の割合 (%)



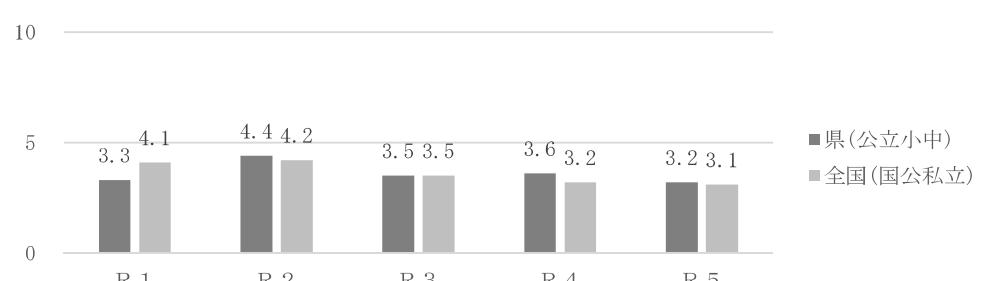
(2)不登校児童生徒のうち欠席日数90日以上で出席日数11日以上の者の割合 (%)



(3)不登校児童生徒のうち欠席日数90日以上で出席日数1～10日の者の割合 (%)

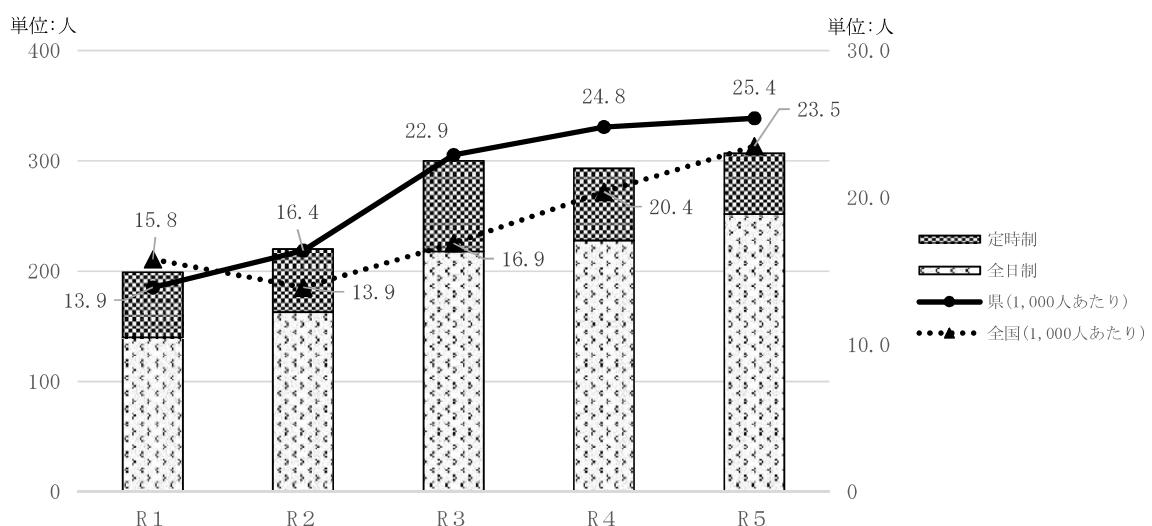


(4)不登校児童生徒のうち欠席日数90日以上で出席0日の者の割合 (%)



#### 資料4 高等学校の長期欠席のうち不登校の状況（公立）

	全 日 制 不登校生徒数 (1,000人あたり)	定 時 制 不登校生徒数 (1,000人あたり)	合 計 (1,000人あたり)	県(国公私立) 不登校生徒数 (1,000人あたり)	全国(国公私立) 不登校生徒数 (1,000人あたり)
R 1	140 (10.1)	59 (179.3)	199 (14.1)	251 (13.9)	(15.8)
R 2	163 (12.1)	57 (164.3)	220 (16.0)	290 (16.4)	(13.9)
R 3	218 (16.7)	82 (250.0)	300 (22.5)	392 (22.9)	(16.9)
R 4	228 (17.7)	65 (182.1)	293 (22.1)	421 (24.8)	(20.4)
R 5	252 (19.6)	55 (144.4)	307 (23.2)	427 (25.4)	(23.5)



#### 理由別長期欠席者数（全日制及び定時制高等学校）

在籍者数	理由別長期欠席者数（割合）					
	病気	経済的理由	不登校	新型コロナ	その他	計
R 3	13,343	70 (0.52%)	0 (0%)	300 (2.25%)	25 (0.19%)	15 (0.11%) 410 (3.07%)
R 4	13,255	104 (0.78%)	0 (0%)	293 (2.21%)	68 (0.51%)	63 (0.48%) 528 (3.98%)
R 5	13,212	94 (0.71%)	0 (0%)	307 (2.32%)	—	32 (0.24%) 433 (3.28%)

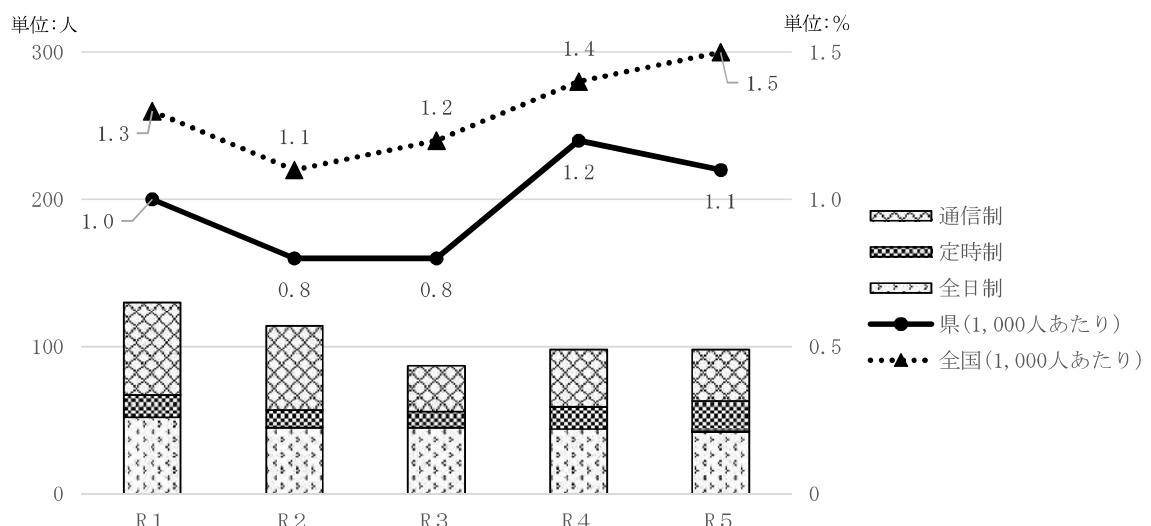
※R 2～R 4：「長期欠席者」には、「欠席日数」と「出席停止・忌引き等の日数」の合計が30日以上の生徒を計上し、「新型コロナウイルスの感染回避」を追加

※R 5～：「新型コロナウイルスの感染回避」を削除

## 資料5 高等学校中途退学者等の状況（公立）

	公立全日制 中途退学者数 (割合)	公立定時制 中途退学者数 (割合)	公立通信制 中途退学者数 (割合)	合計 (割合)	県(国公私立) 中途退学者数 (割合)	全国(国公私立) 中途退学者数 (割合)
R 1	52 (0.4%)	15 (4.6%)	63 (4.5%)	130 (0.8%) ※ 67 (0.5%)	202 (1.0%)	(1.3%)
R 2	45 (0.3%)	12 (3.5%)	57 (4.0%)	114 (0.7%) ※ 57 (0.4%)	159 (0.8%)	(1.1%)
R 3	45 (0.3%)	11 (3.4%)	31 (2.1%)	87 (0.6%) ※ 56 (0.4%)	142 (0.8%)	(1.2%)
R 4	44 (0.3%)	15 (4.2%)	39 (2.6%)	98 (0.7%) ※ 59 (0.4%)	224 (1.2%)	(1.4%)
R 5	42 (0.3%)	21 (5.5%)	35 (2.2%)	98 (0.7%) ※ 63 (0.5%)	210 (1.1%)	(1.5%)

※は通信制高校を含まない数値



(参考)

## 1. 暴力行為の発生件数（公立小学校・中学校・高等学校）

### (1) 形態別 ※( )内数値…前年度

① 対教師暴力 加害児童生徒数	115 件 65 人	(129) (72)	[ 小 小 ]	95 (107) 49 (52)	中 中 ]	19 (20) 15 (18)	高 高 ]	1 (2) 1 (2)
② 生徒間暴力 加害児童生徒数	338 件 340 人	(561) (531)	[ 小 小 ]	178 (364) 181 (340)	中 中 ]	147 (188) 144 (182)	高 高 ]	13 (9) 15 (9)
③ 対人暴力 加害児童生徒数	3 件 3 人	(1) (1)	[ 小 小 ]	1 (1) 1 (1)	中 中 ]	0 (0) 0 (0)	高 高 ]	2 (0) 2 (0)
④ 器物損壊 加害児童生徒数	165 件 179 人	(221) (217)	[ 小 小 ]	109 (144) 112 (136)	中 中 ]	50 (74) 61 (77)	高 高 ]	6 (3) 6 (4)

### (2) 加害児童生徒の学年別内訳

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3・4	合計
R 3	46	76	60	57	86	64	120	83	54	2	9	10	667
R 4	60	65	91	89	99	106	115	99	57	6	5	4	796
R 5	36	67	63	38	68	57	111	58	49	5	16	3	571

## 2. いじめの状況等（公立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）

### (1) いじめの認知件数の学年別内訳

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3・4	特支	合計
R 3	238	252	295	296	403	220	372	255	128	75	67	12	37	2,650
R 4	246	271	347	337	410	343	456	333	181	103	63	33	29	3,152
R 5	247	349	351	373	391	318	680	314	190	131	75	51	57	3,527

### (2) いじめの発見のきっかけ

学校の教職員等が発見(1,011件)							学校の教職員以外からの情報により発見(2,141件)							合計
学級担任 が発見	学級担任 以外の教 職員が発 見	養護教諭 が発見	スクール カウンセ ラー等の 相談員が 発見	アンケー ト調査な ど学校の 取組によ り発見	本人から の訴え	当該児童 生徒の保 護者から の訴え	児童生徒 (本人を 除く)か らの情報	保護者 (本人の 保護者を 除く)か らの情報	地域住民 からの情 報	学校以外 の関係機 関(相談 機関を含 む)から の情報	その他 (匿名に よる投書 など)			
R 4	小	373	151	21	4	15	557	523	240	49	3	13	5	1,954
	中	107	165	36	0	38	305	164	111	21	0	13	10	970
	高	7	2	4	2	77	71	21	11	3	0	1	0	199
	特	4	3	0	0	2	16	2	1	1	0	0	0	29
	計	491	321	61	6	132	949	710	363	74	3	27	15	3,152
学校の教職員等が発見(1,143件)							学校の教職員以外からの情報により発見(2,384件)							
R 5	小	371	125	13	3	15	713	525	198	37	15	12	2	2,029
	中	209	206	36	2	42	365	179	109	19	7	10	0	1,184
	高	5	6	2	2	84	98	22	26	10	0	0	2	257
	特	9	10	0	0	3	26	4	3	0	0	1	1	57
	計	594	347	51	7	144	1,202	730	336	66	22	23	5	3,527

### 3. 小学校・中学校の長期欠席のうち不登校の状況（公立）

#### （1）不登校児童生徒の学年別内訳

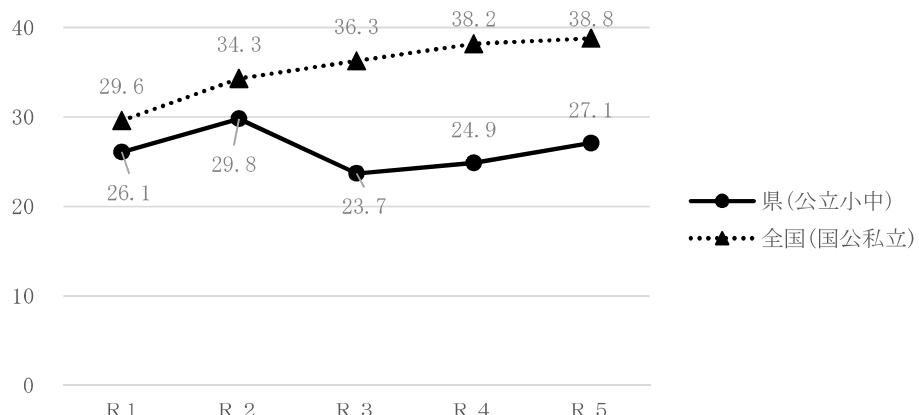
	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	合計
R 3	21	54	80	115	152	173	286	302	345	1,528
R 4	58	70	108	144	183	225	321	436	366	1,911
R 5	71	122	141	165	220	255	375	455	479	2,283

#### （2）不登校を把握した事実

不登校の要因																																									
学校に係る状況 家庭に係る状況 本人に係る状況 左記に該当なし																																									
いじめ			るいじめを除く友人関係をめぐる問題			教職員との関係をめぐる問題			学業の不振			進路に係る不安			適応クラブ活動、部活動等への不			学校のきまり等をめぐる問題			適入学、転編入学、進級時の不			家庭の生活環境の急激な変化			親子の関わり方			家庭内の不和			行生活リズムの乱れ、遊び、非			無気力、不安					
R 4	小学校	主たるもの(一人一つ選択)			3	62	5	31	0	0	4	27	21	90	8	86	383	68																							
		主たるもの以外にも当てはまるもの(一人2つまで選択可)			1	37	11	70	9	1	15	4	17	98	22	78	93	—																							
	中学校	主たるもの(一人一つ選択)			7	111	5	60	9	7	4	45	21	54	10	133	515	142																							
		主たるもの以外にも当てはまるもの(一人2つまで選択可)			1	40	8	67	14	9	7	21	9	72	18	64	105	—																							
不登校を把握した事実															あいじた。不登校の被害の情報や相談が			あつた。あつた。あつた。あつた。あつた。			あつた。あつた。あつた。あつた。あつた。			あつた。あつた。あつた。あつた。あつた。			あつた。あつた。あつた。あつた。あつた。			あつた。あつた。あつた。あつた。あつた。			あつた。あつた。あつた。あつた。あつた。			あつた。あつた。あつた。あつた。あつた。			あつた。あつた。あつた。あつた。あつた。		
R 5	小学校	不登校児童生徒について把握した事実(複数回答可)			25	84	46	118	18	38	70	149	246	17	298	249	113	161																							
		不登校児童数(974人)に対する割合			2.6%	8.6%	4.7%	12.1%	1.8%	3.9%	7.2%	15.3%	25.3%	1.7%	30.6%	25.6%	11.6%	16.5%																							
	中学校	不登校児童生徒について把握した事実(複数回答可)			19	161	27	158	15	40	57	111	305	38	396	228	107	106																							
		不登校生徒数(1309人)に対する割合			1.5%	12.3%	2.1%	12.1%	1.1%	3.1%	4.4%	8.5%	23.3%	2.9%	30.3%	17.4%	8.2%	8.1%																							

\*R4までは「不登校の要因」という調査項目が、R5から「不登校を把握した事実」という調査項目に変更

#### （3）学校内外の機関で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒の割合（%）



#### 4. 高等学校の長期欠席のうち不登校の状況（公立）

##### (1) 不登校生徒の学年別内訳

	全日制					定時制					
	1年生	2年生	3年生	単位制	合計	1年生	2年生	3年生	4年生以上	単位制	合計
R 3	74	74	43	27	218	0	0	0	1	81	82
R 4	81	78	48	21	228	6	0	2	2	55	65
R 5	82	62	44	64	252	0	0	0	0	55	55

##### (2) 不登校を把握した事実

不登校の要因															
学校に係る状況															
家庭に係る状況															
いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係をめぐる問題	学業の不振	進路に係る不安	適応・クラブ活動、部活動等への不	学校のきまり等をめぐる問題	入学、転編入学、進級時の不	家庭の生活環境の急激な変化	親子の関わり方	家庭内の不和	行生活リズムの乱れ、遊び、非	無気力、不安	左記に該当なし		
R 4	主たるもの（一人一つ選択）	1	30	0	32	10	3	2	13	2	9	4	10	96	16
	主たるもの以外にも当てはまるもの（一人2つまで選択可）	1	11	1	7	20	1	0	8	2	5	0	4	13	—
	主たるもの（一人一つ選択）	0	4	0	2	2	0	0	13	1	1	1	20	21	0
	主たるもの以外にも当てはまるもの（一人2つまで選択可）	0	1	0	3	0	0	0	1	1	0	1	5	10	—
R 5	不登校児童生徒について把握した事実（複数回答可）	14	15	2	39	1	20	10	19	53	1	90	39	7	4
	不登校生徒数（252人）に対する割合	5.6%	6.0%	0.8%	15.5%	0.4%	7.9%	4.0%	7.5%	21.0%	0.4%	35.7%	15.5%	2.8%	1.6%
	不登校児童生徒について把握した事実（複数回答可）	0	1	0	3	1	9	0	3	22	0	4	12	0	0
	不登校生徒数（55人）に対する割合	0%	1.8%	0%	5.5%	1.8%	16.4%	0%	5.5%	40.0%	0%	7.3%	21.8%	0%	0%

※R4までは「不登校の要因」という調査項目が、R5から「不登校を把握した事実」という調査項目に変更

## 令和6年度学校保健及び学校安全文部科学大臣表彰について

### 1 趣旨

学校保健及び学校安全の普及と向上に尽力し多大な成果をあげた個人、学校及び団体を文部科学大臣が表彰し、もって学校保健及び学校安全の振興に資することを目的とする。

### 2 表彰日

令和6年11月7日（木）

宮崎県宮崎市で開催の全国学校保健・安全研究大会において表彰が行われた。今年度、島根県内からは、学校保健表彰に3名が受賞。

### 3 被表彰者・団体

○学校保健表彰

※年齢は令和6年11月7日現在

被 表 彰 者 職 名 ・ 氏 名	年 齡 住 所	主　　な　　功　　績
学校医 こだま ながお 小玉 永生	85歳 松江市	<p>昭和58年4月以来本日に至るまで41年余の長きにわたり、島根県松江市立忌部幼稚園園医・同忌部小学校学校医として勤務し、適切な指導を重ね、園児・児童・生徒の健康管理、体位向上、学校災害の防止及び感染症の予防等に献身的な努力を続け、学校保健、保健衛生の普及推進と向上に多大な尽力をした功績は誠に顕著である。</p> <p>昭和56年に松江市立病院小児科部長に就任し、同年4月1日からは、松江市医師会予防接種委員会委員として、また昭和59年3月1日からは松江市医師会乳幼児健診委員会委員として、昭和60年11月からは学校保健部学校腎臓検診委員会委員として、積極的な活動をなし、医学、医術、医療の振興と学校保健、保健衛生の発展向上、更に島根県に於ける学校保健、保健衛生、僻地・離島地域医療の発展と向上に多大な貢献をした。</p>
学校医 ひの たかふみ 樋野 隆文	72歳 出雲市	<p>平成元年より地元斐川町の小学校学校医として、児童の成長を見守ってきた。健康診断はもとより養護教諭のよき相談相手となり、専門的な立場から児童・教職員の健康管理や保健指導を熱心に行ってきた功績は誠に大である。保護者会や学校保健委員会にも努めて出席し、家庭での食生活・生活習慣病の予防など、学校医として責任ある立場から指導・助言を行い、学校関係者からの相談にも熱心に対応したことから、その信望は厚い。</p> <p>また簸川郡学校保健会長・出雲医師会理事・出雲医師会学校医部会理事などの要職を歴任し、学校保健の向上・充実に大きく貢献した。</p>

## ○学校保健表彰

※年齢は令和6年11月7日現在

被 表 彰 者 職名・氏名	年 齡 住 所	主　　な　　功　　績
学校歯科医 りょうけ かずゆき 領家 一如	81歳 益田市	<p>昭和54年4月から平成17年3月まで、益田市立吉田小学校の学校歯科医を26年間、昭和61年11月から平成24年3月まで益田市立益田中学校の学校歯科医を25年間務め、児童・生徒にむし歯が全身に及ぼす影響や栄養バランスの重要性などを解り易く指導し、定期検診はもとより歯科疾患の予防や早期治療の必要性、食物と食習慣との関わりなど口腔衛生知識の向上と予防教育に大きく寄与した。</p> <p>小学生には一貫した歯磨き週間の指導に力を入れ、児童と共に保護者や教職員に対しても重要性を説き、また中学生には食育やスポーツを通して、歯・口の健康に関連した口腔保健指導と口腔衛生思想の普及啓発に努力し、学校歯科保健の推進に貢献した。</p>

※学校安全表彰 該当なし

※学校安全ボランティア活動奨励賞 該当なし